

第十二章 戦争と兵事

一 戊辰の役

慶応三年十月十四日、徳川慶喜の大政奉還の上奏が行われたが、この日薩長両藩の強い要請によって、討幕の密勅と称するものが下されていた。

慶応三年十二月八日、王政復古の大号令が発せられ、天皇親政が行われることになった。しかし、前將軍徳川慶喜の処遇を巡って三職の間の意見が大きく分かれた。

公武合体派であった前土佐藩主山内豊信や、越前藩主松平慶永らの將軍擁護派と、岩倉具視・西郷隆盛・木戸孝允らの討幕派が対立した。

王政復古によって京都守護職を解かれた会津藩と京都所司代を免ぜられた桑名藩は、薩長両藩との衝突を避け將軍とともに大阪に下ったが、薩長に対しては心中穏やかでないものがあつた。

慶応三年十二月二十八日、薩摩藩の挑発によって江戸薩摩藩邸焼き打ち事件が起こり、この報が大阪に伝わると、会津・桑名藩士や旗本の中に、薩摩藩の陰謀によって王政復古が行われたものであるとの論議が高まり、ついに「討薩表」を掲げて、京都に侵入しようとした。

慶応四年一月三日、薩長の藩兵を主力として京都を守護していた守備隊と、会津・桑名の兵との間に戦端が開かれた。会津・桑名を主とする大阪方は装備が薩長藩などに劣っていた上に逆賊の立場となつて敗退し、前將軍慶喜は一月六日軍艦で江戸へ退去した。

新政府は、全国に鎮撫総督を派遣して宣撫するとともに、命令に応じない藩に対しては追討を開始した。

土佐藩は藩主山内豊信が、公議政体論の中心人物であったので、鳥羽・伏見の戦いに当初は参戦しなかったが、全国情勢に後れることを恐れる土佐藩の京都守備隊は、豊信の命を待たず直接政府の命令で翌日から参戦した。

新政府の命によって、国許の土佐藩兵は慶応四年一月十三日、北山通りを上京する途中で高松藩・松山藩討伐の命を受けた。両藩の討伐に向かったところ、高松・松山の両藩はただちに降伏恭順の意を表したので、これを受け入れてそこから京都へ上った。

土佐藩兵が在阪のとき、堺港の守備を命ぜられていたが、この隊とフランス兵が衝突し、土佐藩兵十一人が割腹したのが堺事件である。

土佐藩の主力迅衝隊は、東山道総督岩倉具定の旗下に入り、板垣退助は参謀として実質的な司令官となり、二月一日大垣を出発した。四月一日には日光で大鳥圭介の軍を退却させ、同月三日には甲州流山で近藤勇の軍を打ち破って、のち会津攻略戦に参加した。戊辰戦争に参加した土佐軍は総勢二千七百七十七人、死者百六人、負傷者六十八人を出した。

大豊方面でも参戦した者が相当あったものと考えられるが、次の四人以外の詳細は不明である。

朝倉 端一 石堂

朝倉 佐登吉 石堂

小笠原 永晴 八畝

門田 久太郎 大砂子

町内で右に記した四人が参戦したとの記録が残っている。そのうち門田久太郎は会津戦争に参加して若松城下で陣没している。

函館五稜郭・室蘭の戦争が終わったのは、明治二年五月二十五日であった。

明治元年が戊辰（つちのえたつ）の年であったので、この戦争を戊辰の戦役と呼んだ。

一一 西南の役

明治新政府が成立すると五か条のご誓文にそって、近代的政治体制への各種改革が実施に移されようとした。封建的身分社会の支配層であった武士階級には都合の悪い改革であった。士族たちは維新回天の業を成し遂げたのは我々士族の働きであり、政府はその功に報いるべきだという考えがあり、長州の脱隊騒動以来不平士族の反乱が相次いで起こった。しかし、新政府の基本方針はすでに決定されており、今更下級士族や民兵に特別優遇措置を講ずることはできなかつたので、不平士族の蜂起には武力鎮圧の強硬手段を取った。

四民平等・徴兵令・秩禄処分・廃刀令など次々と打ち出された改革は、士族たちの不満をつのらせるばかりであった。

政府の中でも士族の不満を防ぐために征韓論が明治二年ごろから論議されたが、朝鮮半島と貿易を開始しようとする目的が主眼であった。

明治四年、岩倉具視・木戸孝允・大久保利通・伊藤博文ら政府要人が打ち連れて海外視察に出発した後、西郷隆盛を中心として征韓論が盛り上がった。

政府は征韓論によって、西郷が不平士族を糾合して、反政府勢力に結集し、士族の特権を認めるよう政策転換を求めはしないかと恐れ、西郷主導による征韓論に反対した。

明治六年、西郷を特使として韓国に派遣することをいったん決定していたが、海外視察から帰国した岩倉・大久保



上村重実の記した『鹿兒島賊徒征討日記』の表紙

らの反対にあって、明治六年十二月二十三日、取りやめとなったので西郷はただちに参議を辞任した。翌二十四日、板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣ら征韓派四参議も辞表を提出し受理された。

西郷は参議辞任は受理されたが、陸軍大将はそのままで鹿兒島に帰国した。篠原国幹ら薩摩出身の近衛将校や文官六百余人も官を辞して、西郷と行をともした。

鹿兒島は維新後も士族特権が生き続けた国で、秩禄処分も地租改正も行われず、廃刀令後も士族は帯刀して平然と大手を振って歩行していた。

帰国した西郷は、自分の賞典禄によって、賞典学校を創立し士官の養成を始めた。近衛少将であった篠原国幹は銃隊学校を、村田新八は砲隊学校を創立したが、これらの分校は鹿兒島県下で百三十六校に及んだが、当時の県令大山綱良は西郷崇拜者であったので、これら私学校の必要経費はすべて公費より支出された。鹿兒島県は、この当時軍閥

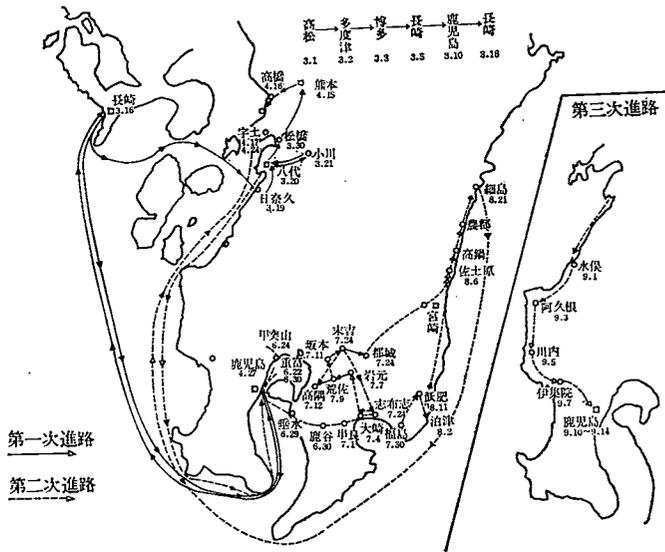
政権的な特異な存在であった。

政府は熊本鎮台兵の戦力については、各地の士族反乱鎮圧で自信があり、私学校兵を挑発して一気にたたく構えをみせていた。

明治十年二月十五日、私学校兵は西郷を擁して蜂起し、「政府に尋問の筋あり」として一万三千人の武装兵をもって北上を開始した。

熊本に到着するころには、各地より参集

西南戦争転戦図 (明治10年3月1日～9月14日 上村重実記録による)



した土族を含め四万人ほどの兵力になっていた。熊本には鎮台がおかれ、谷干城（高知県窪川町出身）の下に鎮台兵が熊本城を守っていた。

その鎮台兵を薩摩藩の桐野利秋は「百姓上りの土人形」と笑っていたというが、いざ戦いを仕かけてみると意外に手強いことに驚いた。近代的な銃砲を装備した鎮台兵に前進を阻まれ、その上福岡や大分方面に上陸した政府の援軍と各地で転戦することになった。

その後半年余り九州各地を転戦したが、広島・大阪などの鎮台から応援を受けた政府軍に装備や軍資金等で敵するはずもなく、その上賊軍という負い目もあって敗戦を重ね後退せざるを得なくなり、鹿児島に帰り着くころの兵力は四百人ぐらいとなっていた。

六月二十四日、薩軍は城山で政府軍の総攻撃を受け西郷以下首脳は討ち死にや自刃を遂げ、土族反乱の最

後で最大の西南戦争は半年余にして終わった。

西南戦争には土佐土族の中にも西郷に呼応して挙兵の動きがあり、林有造らが中心となって、兵器の調達などを画策していたが、計画どおり事が運ばず、動きに注目していた政府によって明治十年八月八日、林有造は東京警視庁に留置され、八月十七日から十八日にかけて首脳陣が一挙に捕らえられ、わずかに三、四日後の二十一日に大審院の判

決が終わっている。

また古勤王派と称した最右翼的結社も拳兵の動きがあり、幡多の主謀者三浦介雄が禁獄五年に処せられ、拘引された人数は数百人に及んだという。この古勤王派関係の扇動者として官憲の追及が最も厳しかった人に、長州藩脱隊騒動の領袖の一人富永有隣がいる。

富永有隣は土佐に逃れた後、古勤王派の士族に守られて香美郡、長岡郡を転々と潜伏し、西南戦争に応じて拳兵の画策に暗躍していたが、明治十一年十一月豊永郷粟生村で逮捕された。

大久保の桑名家、粟生の小笠原家、西川の岡本家、東梶ヶ内の小松家などに寄寓していたと伝えられ、小松家後方の山中に有隣が隠れ住んだと伝えられる岩窟があり、「有隣の岩屋」と呼ばれている。

一方広島鎮台兵として、大豊の人で黒田旅団に属し追討に参戦した者もあったようで、東梶ヶ内の上村重実の持っていた従軍記録が残されている。

三月一日、高松を出発して、九月十四日戦争終了までの転戦の様子が克明こくめいに記されているが、長文のため地図に示すことにする（戦場の生活参照）。

この戦いで東豊永怒田の大田又次郎は広島鎮台高松分営に所属して出陣し熊本において戦死している。同じく川井の梶原忠馬も西南戦争に出陣したが病を得て高松陸軍病院で死亡している。

三 日清戦争

十八世紀末から十九世紀初頭にかけて、西洋諸国のアジア侵略が盛んに行われた。イギリスはインド、シンガポ

ル、香港と日本に迫り、北方からはロシアがシベリア、樺太、北海道へと触手を延ばしてきた。

清国は東アジアで自分の国を宗主国と仰ぐ韓国にますます勢力を広げ、統制を強化しようとしていた。

開国後の日本は、西洋帝国主義を見習い富国強兵策を進め、隣邦韓国に勢力を伸ばそうとして、江華島事件によって韓国を力づくで開国させ、自国の勢力圏に組み入れようとした。

シベリアから南下したロシアもアムール川以南に侵入し豆満江を境として韓国に接することになり、韓国に支配力を伸ばす勢いを示した。

ロシアの南下に神経を尖らしていたイギリスは、一時韓国の巨文島を占領してロシアに備えた。

このように韓国に対して、日・清・英・露四か国がその勢力を伸ばそうとしたため韓国は紛争のたねとなり、アジアの火薬庫的存在となった。

明治二十七年（一八九四）キリスト教に反発する新興宗教団体、東学党の乱が起こった。この反乱は農民の支持によって農民一揆の様相となり韓国は鎮圧に苦慮し、清国に出兵を要請した。清国の派兵に対して日本も在留邦人の保護を口実に出兵した。その後、東学党の乱は韓国政府の力で平定されたが、日清両国は撤兵せず、互いに兵力増強を図った。

日本は清国と開戦を決意し六月五日、大本営を広島に開設し臨戦態勢をとった。七月二十五日、豊島沖で清国軍艦と遭遇した日本の軍艦は清国艦に砲撃を加えこれを敗走させた。

一方陸軍の大島混成旅団も同月二十九日、韓国の成歙に布陣した清国軍を攻撃して勝利を収めた。

八月一日、日本は清国に対して宣戦布告をし、同月十四日には平壤に清国軍を破り、清国領内に攻め入り九連城に入城した。

大山巖の第二軍は清国の遼東半島に上陸し、金州城・大連を占領して、十一月二十二日には旅順を占拠し、翌年一

月二十日には山東半島にも上陸した。

海軍は九月十七日、黄海上に清国北洋艦隊を捕捉して圧倒し制海権を握り、山東半島の威海衛に北洋艦隊を攻め、提督丁汝昌を降伏させた。

清国は同三十八年三月十八日、アメリカの公使を通じて日本に講和を申し入れた。

講和会議は下関で行われ、次の条件で調印をみた。

一、朝鮮が完全な独立国であることを確認する。

一、清国は日本に遼東半島と台湾及び澎湖島を割譲する。

一、償金二億兩^{りやう}を七か年に支払う。

一、清国は欧州諸国との間に存在する条約と同様の日清条約を締結する。また、

(1) 新たに沙市・重慶・蘇州・杭州を開港する。

(2) 揚子江の航行権を日本に与える。

(3) 日本国民は清国において各種の製造業に従事できること。

しかし、シベリア鉄道を敷設していたロシアは旅順・大連に不凍港を得ようとして、フランス、ドイツと結んで、「日本の遼東半島領有は東洋平和をおびやかすものである」として、日本に返還を求めてきた。対露戦に自信のない日本政府は、三国の恫喝^{どくかく}に屈して遼東半島を返還した。ロシアは明治三十一年旅順・大連を租借し、鉄道敷設権を得て不凍港に出る道を得た。

日清戦争以後清国は、租借地として国土を蚕食され、各種權益を奪われるようになった。

日清戦争には、大豊出身の兵士も多数出征し東豊永で二人、西豊永で五人、東本山で一人、天坪で一人の戦没者を
出している（戦没者名簿参照）。

三	計	谷
二九	一、〇三九	八三、五〇
二、一五	〇	五三、六六
一、七四	〇	五
六	一、八〇	四
二、二四	五二、一三	五
六、一九	一九〇、一〇	四

日清の役当時には出征兵士やその家庭に対し、村民よりも温かい手が差し伸べられたのであろう。

右の表は旧東豊永村における一般家庭からの救助金徴収の一覧表である。この実施団体が役場なのか、あるいは他の団体であったかは不明であるが、目標額に対し三十九円の不足と記されてあるところから、寄付金的性格であったものと想像される。この表から一戸平均の徴収高を割り出せば約十八錢三厘である。

なお、これらのことは各町村同様の方法で徴収され、出征兵士の家庭を慰問したものであろう。

四 日露戦争

日清戦争の終結後、清国に対して西欧帝国主義国の侵略は急速に激しくなった。

シベリアで清国と国境を接しているロシアは、三国干渉で遼東半島を返還させた後、明治二十九年に東清鉄道の敷設権を認めさせ、同三十年には黒竜江省・吉林省から審陽まで侵入し、自国艦隊を旅順に入港させ、朝鮮とも馬山租借秘密協定を結び、東満から朝鮮にかけて支配力を伸ばしてきた。

明治三十一年一月九日には清国から旅順・大連を租借し、シベリアから東北（満州）を通して黄海に出る道を得て旅順を要塞化しアジア侵略の拠点とした。更に満州で鉱山の採掘権を獲得し実質的に満州を支配下に置いた。

三国干渉によって、ロシアとともに清国に恩を売ったフランスは明治三十一年、ベトナムに隣接した雲南三省の鉄道敷設権と、鉱山採掘権及び広州湾の九十九年租借権を得た。

ドイツは、同三十一年十一月十四日、宣教師殺害事件を口実にドイツ艦隊を派遣して膠州灣を占領させ、同三十一年（一八九八）清国から膠州灣を租借した。

アメリカは、フィリピンでスペインとの戦争もあり、清国における機会均等を主張していたが、明治三十八年、粵漢鐵道敷設権を得た。

日本は三国干渉に懲りて、外交交渉の重要性を痛感していた。ロシアの南下政策は、朝鮮だけでなく日本の存在も危うくするものとして心配したが、強国ロシアの南下に対して独自で戦える自信もなく、千島・樺太領有問題にしても、交渉の結果はロシア側の有利な結末になっていた。

明治三十三年北清事変が起こり、日本は西欧諸国とともに出兵した。中国に近い関係で日本の一個師団は鎮圧軍の主力となった。その結果は諸外国に日本の軍事的実力を認めさせることになり、イギリスは、ロシアの南下を抑えるために、清国に頼るよりも日本と同盟を結ぶことが有利だと考えた。

日本も世界最強のイギリスと同盟すればロシアに対抗できると考え、両国の利害が一致し、同三十五年一月三十日、日英同盟が成立した。

国内でも、南下するロシアと一戦を交えなければ東亜の平和も日本の存在もあり得ない、ロシア討つべしノの世論が高まり、政府はイギリス・アメリカの好意的了解のもとに開戦を決意した。

同三十七年二月六日、ロシアとの国交を断絶し、二月五日、近衛、第二（仙台）、第十二（小倉）師団に動員令が下った。

二月八日、仁川に上陸した第十二師団の輸送船団を護衛した日本軍艦が仁川沖で遭遇したロシア軍艦二隻を攻撃して戦端を開き、二月十日にはロシアに対して宣戦を布告した。

一方、軍事費調達のための外債もイギリス・アメリカで一千万ポンドの消化が行われ、外債発行額は八億円に及んだ。

が、日本軍優勢との報道の中でようやく消化されたもので、以後は外債募集も困難となっていた。

旅順に向かった艦隊はロシア艦隊に大損害を与えて黄海方面の制海権を握り、日本よりの輸送路を守り教次にわたる旅順港閉塞作戦が行われたが完全な封鎖はできなかった。

陸軍は韓国及び遼東半島等に上陸して満州方面へ進撃し、金州・遼陽・沙河と、シベリアから南下するロシア兵と、旅順方面の軍を二分する作戦をとった。

旅順方面の攻撃には、郷土の第四十四連隊の所属する乃木大将の第三軍が当たった。

バルチック艦隊の到着前に、旅順を占領しておかなければならない戦略的必要から死山血河の猛攻が行われ、ペトン要塞と機関銃の威力の前に日本軍は甚大な損害を被った。

第四十四連隊の日露戦争における全死傷者四千二百八十四人のうち、旅順の戦場で死傷した者は三千四百九十人と全体の八二%をこの戦いで失っている。

日露戦争の中でも最大の激戦地といわれる旅順要塞の攻防に、郷土の第四十四連隊が正面から当たったので大豊からの参戦者も多く、父や祖父、親戚の人たちから二百三高知と東鶏冠山の攻撃戦の話を多数の人たちが聞かされたことである。

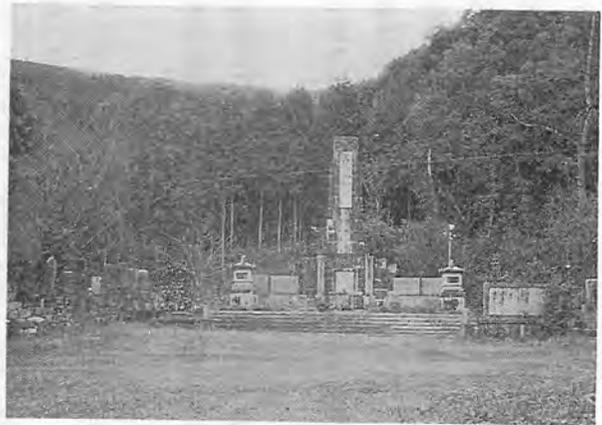
明治三十八年一月一日、ロシア軍の降服によって旅順の戦いは終わり、四十四連隊は連隊編成もできないまま一月十二日鴨緑江軍に編入され、奉天会戦のときには撫順方面に出撃した。

日露戦争中陸軍の最大の会戦となった奉天付近の会戦は日本軍二十五万、ロシア軍三十万の大規模な戦闘となったが、日本は多大な犠牲を払いながらもロシア軍を北満方面に駆逐し勝利を収めた。しかし、この戦いで日本軍は砲弾の補給が続かないため、退却するロシア軍を追撃することができず、無為に見送るだけであったという。

同三十八年五月二十七日、連合艦隊は、対馬海峡にバルチック艦隊を迎え撃ち、優秀な艦艇と優れた作戦によっ



天坪の忠霊塔



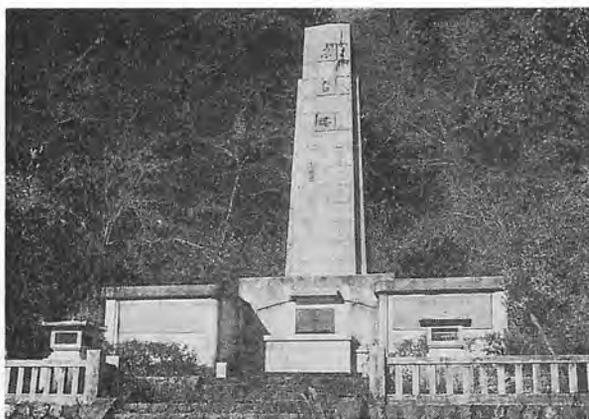
大杉の忠霊塔

て、日本軍は一方的な勝利を収めバルチック艦隊に壊滅的打撃を与えた。

ロシアでは同三十八年（一九〇五）に三千人の死傷者を出した「血の日曜日」事件が起こり、革命運動が次第に熾烈化し内憂外患ともなきて、満州に全力を注ぐことが困難になった。

情勢を見て、アメリカ合衆国の大統領ルーズベルトの好意的あっせんによって、同三十八年八月二十九日、ポーツマス条約を結び、九月五日調印が完了、戦争は終了した。

連戦連勝の報道を信じていた国民にとって、満州における利権の譲渡と樺太南半の割譲だけでは、十二万の戦死者、



西豊永の忠霊塔



東豊永の忠霊塔

十万の負傷者、十五億円の臨時軍事費の消耗の代償としてあまりにも少ないとして、各地に講和反対の暴動が起きた。第四十四連隊は同三十九年一月六日、愛媛県高浜港に上陸し陸路をとって同月十三日朝倉に帰營した。

この戦いで大豊町内では総数百七人の戦死者を出した。戦死者については全氏名を第十二章末に掲げたが、傷病者についての正確な資料は残っていない。当時の「高知新聞」、「土陽新聞」の記事に入院者として報ぜられた人名だけでも八十四人に及んでいる。うち二十二人は兵役免除恩給を支給されているので重傷者であったと思われる。

日露戦争長期入院者名
 ⑨免除恩給受給者

東豊永地区

31	26	21	16	11	6	1
三谷勝馬	西村福太郎	阿佐為次	藤原門次	長野守重	小笠原栄治	大家楠称
32	27	22	17	12	7	2
都築覺馬	丁野作次	山中悦馬	村上泰平	岡崎金次	岡崎省治	畑山芳貞
28	23	18	13	8	3	
三谷茂豊	西村勝馬	門田伊豆馬	小笠原正義	小笠原辻馬	前田岩次	
29	24	19	14	9	4	
三谷正義	阿部忠弥	村山猪之助	門田正吉	笹岡百馬	三谷一清	
30	25	20	15	10	5	
西村豊馬	門田尉馬	上村基正	小笠原省馬	都築鹿弥	小松槌次	

西豊永地区

6	1	21	16	11	6	1
渡辺楠太郎	三谷植太郎	松岡代藏	都築菊馬	松岡代藏	山岡中貞彦	山岡中貞彦
7	2	17	12	7	2	
前田唯義	北村源馬	寺石慶吉	桑名林吾	寺石慶吉		
8	3	18	13	8	3	
上村楠馬	堤栄蔵	北村熊弥	明神岩太郎	北村熊弥		
9	4	19	14	9	4	
三谷福喜	上村栄馬	三谷桃太郎	上村忠太郎	三谷桃太郎		
10	5	20	15	10	5	
都築梅弥	笹岡万吉	三谷秀吉	寺石源吉	三谷秀吉		

東本山区

6	1	21	16	11	6	1
小笠原実馬	小笠原省馬	秋山辻五郎	秋山辻五郎	秋山辻五郎	秋山辻五郎	秋山辻五郎
7	2	12	7	2		
前野義豊	丁野教実	杉本留次	秋山正雄	秋山正雄		
8	3	13	8	3		
岡崎金利仲	森下利仲	永野音蔵	前野弁次	前野弁次		
9	4	14	9	4		
秋山楠吉	丁野作次	朝倉周威	藤原門次	藤原門次		
10	5	15	10	5		
石川森吉	石川森吉	三谷久弥	村上泰平	村上泰平		

天坪地区

6	1	21	16	11	6	1
山崎隆景	山崎隆景	別役乙松	別役乙松	別役乙松	別役乙松	別役乙松
7	2	22	17	12	7	2
岡林義太郎	岡林義太郎	秋山楠吾	秋山楠吾	秋山楠吾	秋山楠吾	秋山楠吾
8	3	18	13	8	3	
西岡和吉	西岡和吉	前野弁次	前野弁次	前野弁次	前野弁次	前野弁次
4		19	14	9	4	
岡林慶喜	岡林慶喜	藤原門次	藤原門次	藤原門次	藤原門次	藤原門次
5		20	15	10	5	
岡崎敏雄	岡崎敏雄	村上泰平	村上泰平	村上泰平	村上泰平	村上泰平

ロシアの南下を日本の危機と把握した日本国民は、この戦争で強い団結の力を示した。青年会、婦人会、兵事会などの団体が中心になって幻灯会が開かれ、愛国心の高揚と挙国一致、戦争の遂行を訴えた。

各部落ごとに戦争の勝利と、帝国軍人の安全祈願祭や祈禱が行われた。

善通寺陸軍予備病院に入院する傷病兵も多くなり、見舞う人も多かつたとみえて、大杉日和佐屋旅館（永野）は旅館賃を割り引きした記事も出ている。また町村長を集めて国債消化割り当てや義勇艦隊創設の寄付金集めも行われた。傷病兵は国道三十二号線を通って高知分院へ送られたようで、東本山・大田口には休息所が設けられ、婦人会の奉仕により接待が行われたようである。

戦費の増大は教育費の節約にもみられ、長岡郡では小学校十七学級が減少した。大豊地区では天坪尋常高等小学校、天坪第二小学校の三学級編成が二学級編成となった。郡内では尋常小学校で授業料徴収を申請した学校が三校ありと記されている。

恤兵救族義捐金、軍資金の献納も盛んに行われた。各小学校、青年会、婦人会、個人などから慰問品と共に献金も行われている。以下は新聞に出ているものだけであるが銃後の国民の雰囲気を表していると思う。

献金者、団体名

東豊永兵事会（三回）、東豊永婦人会（二回）、郷振会（二回）、岩原有志十二人、豊栄婦人会、庵谷壮年会、東本山村、代表大松充盛、大久保婦人会、柚木婦人会、天坪婦人会、怒田青年会、葛原婦人会、葛原青年会、東豊永気結団、久寿軒、北川婦人会、穴内婦人会、天坪第二小学校、穴内小学校、東豊永高等小学校職員生徒、大砂子小学校、庵谷小学校、桃原小学校、立川小学校職員生徒、西峰小学校、川井小学校職員生徒、豊永人力車組合

橋本勝茂（東本山）白石永盛（西豊永）門田藤（東豊永）久保倫（東本山）笹岡伝女（東豊永）森本伊勢（西豊永）北村峻喜（教員二回）西村常男（東豊永）吉川義秀（教員）小笠原万次（東豊永）笹岡宇郎（東豊永）松浦伝次郎他

我が国は、このようにして日露戦争に勝利を得て、ロシアの南下に一応の歯止めをかけることに成功した結果、日本の領土的野心は次第に募り、ついには十五年戦争に突入することになって、戦争の泥沼に落ち込んでいった。

五 第一次世界大戦とシベリア出兵

一八七〇年代ヨーロッパ諸国では植民地獲得競争が激しくなり、特にイギリスとドイツの間の対立が激化した。ドイツは、オーストリア・ハンガリー・イタリアと同盟を結んだのに対して、イギリス・フランス・ロシアは三国協商を結び（連合国）、同盟国の植民地獲得を阻止しようとして対立を深めた。

大正三年（一九一四）六月二十八日、オーストリア皇太子の暗殺に端を発して、第一次世界大戦が開始された。

日本は、東アジアからドイツ勢力を駆逐する好機として連合国に加わり、同年八月二十三日、ドイツに宣戦布告をし、中国の青島攻撃を行った。十一月七日、ドイツ軍を降服させ、青島を占領した。

ドイツ東洋艦隊を追って南下した日本の第一艦隊南遣支隊は、十月十九日までにマーシャル、カロリン、マリアナ諸島を占領しドイツ軍勢力を一掃した。

日本は列強が交戦に没頭している間に、中国侵略を進めようとして、大正四年一月十八日、中国大統領袁世凱に二十一か条の要求を突き付けた。この要求は中国全土を日本の植民地化する内容で、特に第五号は「政治、財政、軍事顧問に有力日本人を招く。警察、行政を日中合同とする。日本人を警察官に採用する。日本から兵器の供給を受ける。日中合弁の兵器廠を設立する……」など中国の自主的主権を全く認めない要求であったためアメリカ・イギリスなどより強い反発が出された。国内でも元老院が主として外交上の問題から反対したので、この条項は削除された。

満州方面の日本権益の拡張を中心にした内容については最後通告を發して強引に中国に承認させた。しかし、民族意識に目覚めた中国国民の強い反発を受けるようになった。

二月十一日、中国から東京に留学していた親日的な留学生でさえも神田青年會館で抗議大会を開き、祖国独立の戦士となろうと、相次いで中国に帰国していった。

第一次世界大戦中の大正六年（一九一七）十一月七日ロシアにボルシェヴィキによる十月革命が起こり、ソビエト社会主義政権が樹立されると、社会主義政権の成立を阻止しようとして列強の内政干渉が始まり、イギリス・フランスは反ボルシェヴィキ政権を支持してウクライナに、日本とアメリカはシベリアに出兵した。

シベリア出兵の日本軍は一万二千の兵力であったが、日本はアメリカとの約束を破って次々と増員し七万二千の兵力を投入し、イルクーツクから、ニコライエフスクに至る黒竜江沿岸以南を占領したが、バルチザンの強い抵抗を受けた。

ソビエトに対する派兵が無意味であることを知ったアメリカが同九年（一九二〇）一月撤兵したのに続いて、イギリス・フランスも同年六月までに撤兵したが、日本は同十一年まで出兵を続けた。

このように長期間にわたって出兵することは、列国から日本が領土を拡張する野望があると不信を招くようになり、日本国内でも撤兵要求が高まり同十一年（一九二二）十億円の戦費と三千五百人の戦死者、全軍の三分の一に及ぶ負傷者を出しながら、何の得るところもなく撤兵した。

シベリア出兵について、朝倉四十四連隊にも同九年（一九二〇）九月二十六日、動員令が下され二十七日、屯營を出発し、須崎港で「東郷丸」に乗船した。十月四日、ウラジオストックに上陸してバルチザンとの戦闘に参加した。

同十年一月八日、ウラジオ、アドミラル埠頭の警備に着いていた第四十四連隊、第八中隊の小笠原利吾郎一等卒（大杉村立川出身）は歩哨勤務についた。小笠原一等卒は、哨戒線を通過する人影を認め、誰何^{たが}したが応答せず拳銃を向

けながら強行突破しようとしたので発砲した。

人影はよろめきながら闇に消えたが、この人物はアメリカ警備艦乗り組みの機関大尉ラングトンで、帰艦後死亡した。

この事件が、日米両国の国際問題となり、日本は第二旅団長少将西原為五郎を待命とし、第四十四連隊長堀内竜明大佐以下、大・中・小隊長まで謹慎処分としたが、小笠原利五郎は軍法会議で無罪の判決を受けた（別の理由で重営倉三十日の処分となった）。

この判決は歩哨である小笠原一等卒の行為は任務遂行上当然の処置であることを認めたのである。

しかし、我が国は米国との関係悪化を憂慮して、歩哨勤務に関する教育が不十分であったとして、その責任者を処分することによって、事態を穏便に解決した。

この大きな国際問題となった「ラングトン事件」の中心人物小笠原利五郎は、その後、たちまち軍人として英雄視されるようになって、活動写真や浪曲にまで取り上げられて、当時の国威高揚にもはやされた。郷里の大豊町では、小学校の児童劇にまで戯曲化されたという。同人は復員後大豊町立川に居住していたが、後年になって伊野町枝川に移り住んだ。

六 昭和時代の戦争

昭和初頭の我が国の経済は、極端に悪化していた。昭和二年の金融恐慌は、同四年の世界恐慌へと続き、深刻な経済不況に見舞われた。この危機を乗り切るため企業が合理化に追いこまれたので多数の失業者が巷ちまたにあふれ、深刻な

社会不安を醸成していた。

全国的な不況にあって、高知県でも製糸、セメント、製紙などの代表産業をはじめ、あらゆる企業が、閉鎖、操業短縮、賃金遅配などの窮地に追いこまれた。

このため、大豊地方の主産物であった繭や製紙原料等の暴落は、現金収入の少ない村民を苦しめた（昭和元年に一貫匁（三・七五グラム）当たり十円六十八銭であった繭の価格は、同五年には三円十銭、同九年には二円六十九銭に値下がりした）。

昭和三年には第一回普通選挙が行われたが、政党は政権抗争と長期にわたる選挙干渉などで政治に対する国民の信頼を失わせた。

同六年には満州事変が勃発した。政府の不拡大方針にもかかわらず、軍部の独走によって戦火は次第に拡大した。翌七年には五・一五事件で暗殺された犬養首相に代わって、斎藤実挙国一致内閣が成立した。この前後からテロ、クーデター事件が多発し、満州事変以来軍部や右翼が台頭し、ファシズム勢力が急激な高まりをみせるようになった。

昭和十年には天皇機関説事件に伴い政府は「国体明徴」の声明を発して、天皇中心主義の国体観念を一層明確なものにした。

そして翌十一年には軍部の急進分子による二・二六事件が発生した。この事件のあと、軍の政治関与、独裁体制は一層強まった。

同十二年七月七日、北京郊外の蘆溝橋で日中両軍が衝突して、日中戦争はますます拡大していった。政府はこのときも「事件不拡大と現地解決」の方針を決めたが、軍はその意に従わず戦火は拡大して長期化した。このため国内でも戦時体制へ移行していった。

昭和十三年には国家総動員法が公布され、国民生活のあらゆる分野に国家統制が加えられることになった。思想統制、戦意昂揚運動などが強力に進められる中で、同十五年十月大政翼賛会が発足した。その後翼賛選挙が実施され、産業報国会等も結成された。

昭和十六年十二月八日、ついに太平洋戦争に突入して、国民男子の大多数が軍需工場や戦場に赴いた。戦時体制は一層に厳しいものとなり、国を挙げての決戦態勢で戦争遂行に当たった。しかし緒戦の戦果にもかかわらず、戦局は次第に緊迫して不利となり、やがてそれは絶望的なものと変わっていった。そして、同二十年八月十五日、我が国はポツダム宣言の受諾により、戦争を終結したが、それまでの経過を略述する。

(一) 軍部の台頭

1 満州事変

満州は現在の中国の東北地区で、当時の遼寧・吉林・黒龍江の三省にまたがる広大な平原である。日露戦争に勝つてロシアから東清鉄道の一切の権利を移譲された我が国は、これを土台として南満州鉄道株式会社（満鉄）を設立した。

昭和六年（一九三一）九月十八日、満州の奉天北郊「柳条溝」で南満鉄道の何者かによって爆破された。

関東軍はこれを口実に中国の我が国に対する挑戦であるとして、直ちに軍事行動を起こし、満州東北の三省を占領した。これが満州事変の発端である。

ときの内閣は、浜口内閣に代わった若槻第二次民政党内閣で、財政建て直しのため軍縮案をめぐって陸軍と対立し

険悪化していた。

政府は閣議で事件の不拡大方針を決めながらも、関東軍の暴走を抑止することができず阻止する措置もとらなかつた。

同内閣は閣内不一致の理由によりわずか八か月で総辞職した。その年（昭和六年）の十二月犬養政友会内閣が成立し、陸相に荒木貞夫が就任した。これによって政府の対外政策も「積極方針」に転換した。

「生命線満州を守れ」の合言葉とともに軍部や右翼の行動は活発化した。軍部には批判的であったジャーナリズムも、満州事変以後は国策支持の方針を採った。

翌七年三月、満州国の成立が宣言された。満州国は日満議定書によって、従来の我が国の諸權益をすべて承認するほか、その国防は全面的に関東軍にゆだねられた。そして関東軍司令長官は駐満大使、関東庁長官を兼任し満州における軍・政の全権を握った。

満州事変には大豊町からも多数の出征兵士を送った。

このように満州事変を契機として軍部の勢力が政治や外交に大きく反映するようになった。

2 満蒙開拓移民

政府は満州国が成立すると、ここに王道楽土を建設すると宣伝して、多数の国民を満州及び蒙古に送った。昭和二十五年五月までに送られた満蒙開拓団や青少年義勇隊は三十二万余に達したという。

高知県下にもこれに参加する者が多く、昭和九年の十八人を始めとして、同十八年には県下で十か町村を母体とする一千六百八十二人の集団移民もあって、総数は九千余名に達した。

大豊町でもこの国策に従って、大陸に渡った者が少なくなかった。

3 国体明徴運動

満州事変を契機として、軍部の勢力が次第に大きくなりつつあったころの昭和十年（一九三五）に、貴族院議員で東京帝大の名誉教授であった美濃部達吉が天皇機関説を唱えたことから、右翼議員や軍部に激しく追及されて、美濃部は議員を辞職した。

天皇機関説というのは、「統治権は本来国家にあるものであって、天皇は国家の最高機関としてその統治権を行使するにとどまる。したがって天皇の権限も憲法によって行われるものであって、絶対無制限ではない」という学説である。

これに対して上杉慎吉博士などは天皇主権説を唱えた。これは、「天皇は神であり、その統治権は天皇にありそれは絶対的なものである」というものであった。

憲法理論としては美濃部博士の学説が学界での主流をなしていたといわれるが、満州事変以後の国家主義的傾向の高まりの中にあつた右翼や軍部は、右のような天皇機関説は我が国体に相容れないとして、議会や政府に働きかけた。

衆議院では国体明徴の決議をしたが、それは天皇中心主義の国体観念を明確にしようとしたものであり、政府もまた国体明徴に関する声明を発表した。

4 右翼運動

我が国の右翼団体は、明治十四年頭山滿らの国粹主義者によって結成された玄洋社が草分けであるという。

昭和期に入って、青年将校たちに大きな影響を与えたのは、北一輝の「日本改造案」であつた。この内容を簡単に

いうと「英国と露国をアジアから排除して、日本を盟主とする大アジアを建設する。そのために天皇を奉じて国家を大改造する。それには天皇の大権を發動して三か年間憲法を停止して戒嚴令をしき、華族制度や貴族院などを廃止するとともに、私有財産も一定額以上のものは禁止する」というものであった。

この北の思想は青年将校や士官学校生徒などに多数の同調者を得た。そして海軍に王師会、陸軍に無名会、一夕会、桜会などが結成され、桜会は参謀本部の橋本欣五郎中佐を中心として「国家改造のためには武力行使もやむを得ない」という考え方であった。

桜会は昭和六年に大川周明・北一輝・西田税らの民間人とも提携して、軍部独裁政権樹立のクーデターを計画した。

これが後述の三月事件・十月事件であるが、北は軍部の革新分子と謀り軍事革命を鼓吹した。このように右翼運動はその思想が軍部に浸透しつつ、軍部の台頭とともに大きく活発化した。

5 テロ事件

満州事変前後に多発した主なテロ、クーデター事件は次のとおりである。

浜口首相狙撃事件 昭和五年十一月十四日、岡山県下で行われる陸軍大演習参観のため、東京駅から乗車しようとした浜口雄幸首相は、右翼青年佐郷屋留雄（愛国社）に狙撃されて重傷を負い、療養中翌六年八月死亡した。

三月事件 昭和六年三月、橋本欣五郎ら陸軍佐官級と右翼が提携して、現内閣を打倒し陸軍大将宇垣一成内閣を成立させようとしたが、未遂に終わった。

これが青年将校による最初のクーデター計画であった。

十月事件 昭和六年十月、三月事件に失敗した桜会系将校と右翼（行地社）は、時の各大臣を暗殺して、陸軍中

将荒木貞夫内閣を成立させようとしたが、再び失敗に終わった。

しかし、政界は事件の衝撃を受けて若槻内閣は総辞職し、荒木貞夫陸相の就任を実現した。

血盟団事件 昭和七年二月、前蔵相井上準之助、翌三月には三井合名会社の理事長岡琢磨の二人が、相次いで射殺されたことから、この背後に一人一殺主義によって、政財界の代表二十余人の暗殺を意図するテロ集団の「血盟団」が発覚し、井上日召ほか十一人が逮捕された。これには陸海軍将校が参画し、使用の拳銃は海軍将校が渡したものであった。

五・一五事件 昭和七年五月十五日、血盟団事件に参加できなかった海軍青年将校と血盟団の残党及び橋孝三郎を盟主とする「愛郷塾」の塾生らによって、犬養首相が暗殺され、牧野伸顕内大臣邸、日本・三菱両銀行や都内変電所などが襲撃された。

彼らが目的とした戒厳令布告による軍事内閣の成立は果たされなかったが、陸軍はこの事件を基に現政党内閣では青年将校を抑えることはできないと主張して、同年同月海軍大将斎藤実を首班とする軍事内閣が実現した。

6 二・二六事件

陸海軍青年将校たちによる政党に対する圧力によって、陸軍中将荒木貞夫が陸相となり、更に斎藤実を首班とする軍事内閣の出現となった。このように軍部による政治支配が強まるにつれ、陸軍部内に派閥が生じその対立が深まっていた。それは荒木陸相及び真崎甚三郎教育総監を中心に、尉官級将校で構成した「皇道派」と、永田鉄山軍務局長などを指導者とする参謀本部などの佐官級将校で構成した「統制派」であった。

前者は、北一輝などと結んで武力革命を目指す革新派で、その精神主義的傾向によって皇道派と呼ばれた。また後者は政党に代わって急速に台頭してきた官僚群や、政・財界と提携して合法的手段による軍の統制を主張するところ

から統制派と呼ばれた。

兩派とも軍部専制を共通点としながらも、その手段方法が異なるため互いに排撃し、派閥感情を募らせていた。

昭和九年（一九三四）一月、皇道派の荒木陸相が病気で退任し、後任に統制派の林銑十郎が就任した。このため兩派の均衡が破れて対立が激化した。

林・永田は皇道派の一掃を図り、これに反対する真崎教育総監を更迭して渡辺錠太郎が就任した。

この間、国内ではようやく軍部や戦争政策に対する国民の不満がはじめていた。また、中国の抗日運動が一層激しくなり、大陸の風雲も急を告げ、皇道派青年将校たちは激しい焦燥感に駆り立てられた。折から皇道派の拠点である第一師団の満州派遣が決定した。

追い詰められた皇道派は、ついにクーデターの決行を決意し、派閥の行き詰まりと政局を一挙に打開しようとした。

昭和十一年（一九三六）二月二十六日早朝歩兵第一・第三・近衛歩兵第三各連隊の二十二人の将校は、一千四百余人の下士官・兵を動員して反乱を起こし、高橋是清蔵相・斎藤実内大臣・渡辺錠太郎教育総監を殺害し、鈴木貫太郎侍従長に重傷を負わせた。岡田啓介首相は即死と発表されたが、後で秘書の松尾伝蔵予備役大佐の身代わりで助かったことがわかった。

反乱軍は、その後四日間にわたり帝都の中心部を占拠していたが、やがて鎮圧軍が出動して反乱は鎮定された。兵はたちまち帰順し、将校も自決あるいは投降した。

軍法会議の結果、将校十二人と北一輝など六人の民間人が死刑の判決を受けた。こうして事件は終結したが、この事件のあと軍の政治関与や独裁体制は一層強まった。

以上のように昭和初年から台頭を始めた軍靴ぐんかの響きは次第に高く大きくなり、やがて日中戦争が勃発し、ますます

それが拡大されて太平洋戦争へと突入した。

(一) 戦場の生活

古来から庶民は戦争の犠牲に泣かされてきた。戦争に駆り出された兵士や、否応なく戦場となった土地に住んでいた庶民の生活は悲惨なものであった。

たとえ戦争が勝利に終わっても「一将功成りて万骨枯る」の諺ことわざのように、その内部で戦死者の家族はみじめな思いで一生を送らねばならなかった。

1 西南の役従軍日記

明治時代も中期から終わりに近づくと、外国との利害関係が対立して戦争になる事件が多く、日清・日露の戦争など数多くの戦争を経験し犠牲者の数も多かった。

特に昭和になると満州事変・日中戦争から太平洋戦争へと続き戦争が長期化したので、三百万人を超すといわれる戦死者を出した。

これらの兵士が戦場でなめた辛酸は言語に絶するものがあった。

明治十年西南の役で大豊から出征した梶ヶ内の上村重実の従軍日記が残されているので戦場の模様を抄記する。

鹿児島賊徒征討日記

陸軍一等卒伍長心得 上村 重実

明治十年三月一日午前九時

高松營所出發十時兵庫丸乗船、同日午后二時多度津にて丸龜營所の兵、一大隊乗船す。

三月二日

午後七時半筑前博多着

以下部隊の移動略

三月十九日午前四時

熊本県肥後国日奈久に上陸直ぐ様温泉村に薩賊三百名許り待居り候。直ちに逃げる賊を追撃して八代に着し通町先徳寺に本陣を張る。

三月三十日

午前四時より戦い始めて午后二時頃松橋を始め岡崎山を乗取り賊軍敗れて敗走、官軍松橋に本陣を取る。

四月五日

午前二時より賊軍暗夜に乗じて進撃し来り賊兵六百名許り官軍の援隊に斬り込む。

官軍漸く防いで明六時に賊軍敗走し、官軍勝に乗じて宇治町に仮の陣を張り芥川の堤に大哨兵を張る。

四月六日

午前十一時頃千奈山に於て暫時敵軍と戦い午后三時賊軍敗れて川尻に退く。

本日は暫時と雖も我軍に死傷者甚だ多し。

五月五日

午前四時より風に乗じて賊軍竹叢たけむらに火を放ち、官軍も亦台場の外より火を放ち、五時より戦い初め午后一時賊軍敗れて逃げる。

官軍勝に乗じて台場より砲撃し午後二時頃東国辺の会津旧土族集り遊撃別手隊として加勢に來り直ちに四時より賊軍に斬込み賊軍狼敗して散乱す。官軍我台場に引揚ぐ。

五月八日

午前四時より西田川に於て暫時の戦い賊軍大砲破裂により二十八名戦死し傷付く者四十名許りなり八時砲撃止む。

六月二十二日

午前三時官軍の社陵丸重富に着船して上陸せんとするに賊軍港口に台場を築き、官軍の上陸を目掛けて烈しく打ち掛く。

官軍も亦船中より銃を以て応戦しながら漸く防ぐ処に官軍の軍船新たに三隻来りて打掛く。賊軍勢に懼れて散乱し官軍直もに上陸して午后六時迄に三里進撃して賊軍を台場の裏より襲い込めば賊軍柵を焼いて敗走し、官軍鹿兒島まで進撃す。本日の戦い両軍の死傷者八百名許り。

六月二十三日

午前一時より賊軍進撃して来り官軍不意を襲われて敗走す。

九月九日

交木町辺に台場を築き大哨兵、この度は賊軍鹿兒島城山に本陣を取り、官軍は甲室山に本陣を取る。官軍は四方より城山を取囲み、九月十日から二十三日まで昼夜砲戦す。

九月二十四日

午前四時より各旅団共城山に向つて大進撃をなす。先づ銃隊を以て敵陣に撃ち込み、後口より別手隊を以て斬り込む。両軍五時より戦い始めて十時に鹿兒島城山陥る。

賊軍の大將西郷隆盛、桐野利秋の首を午前八時に打取り鎮定す。

この日記は三月一日に高松の兵營を出発し熊本・鹿兒島の九州各地を転戦し、九月二十四日鹿兒島城山にて西郷隆盛の首級を挙げるまで続いている。

この日記は戦場における個人の戦闘よりも部隊の移動や、部隊の戦闘を客観的に叙述した場面が多い。日記と銘打つてはいるが個人の日記というより中隊か聯隊の戦記に近いものであらうと思われる。

それでも全体の戦いでは圧倒的に優勢な戦闘であっても、局地戦では不意をつかれて敗走したり、敵弾に当たって不慮の戦死を遂げたり、絶えず死と直面しているのが戦争である。

2 日中戦争従軍記

戦争といっても、また内地での戦いは救いがあるが、外地での戦争は負ければ即、死を意味するから大変である。

また戦場から戦場への移動にしても、敵に加えて、絶えず飢えと悪疫との戦いが加わるから厄介である。その外地での戦闘の一例として東寺内の堤朋晴の日記を抄出してみる。

日中戦争従軍記

陸軍伍長 堤 朋 晴

昭和十四年七月二十六日 招集下令

八月三日 朝倉四十四聯隊に入隊。

十月八日 軍旗を先頭に営門を出発。

高知駅より軍用列車に乗って一路東進。

大田口駅で地元の沢山の人の歓送を受け万歳万歳で送って貰った。故郷に最後の別れ。皆健在であれ。「命ある限り君国のために戦って来る」と誓って別れた。

十月十九日 中支「石灰窟」の港に上陸、兵站部の土間に藪を敷き、馬小屋同然の家で初めて支那の一夜を明かし翌日はドラム缶に水を入れ、内地を出てから十三日目にして入浴する。揚子江の水は赤土色に濁っているが体が軽くなったような気がする。

十月二十九日、目的地向って行軍、軍装が重く足が痛い。それに小雨が降り出し弱りきって夕刻「大治」に着く。此処に連隊本部が駐屯する。我が第六中隊は最前線で毎日進軍。

十一月二日 駐屯地「木石港」に到着す。道中倒れた兵あり、到着した者は約半数となった。兵舎というも屋根もなく土壁の横に藪を敷いて野営同様である。

十一月三日 長期駐屯の準備をする。行軍に落伍して「陽春」に残した戦友を迎えに行き夕刻には復帰した。

十一月二十九日 午前三時非常呼集、討伐のため全員出動、地下足袋で音をたてないように敵の寝込を襲う。中隊は三方より敵を取り囲み、早くも山中に逃げようとする敵を「袋のねずみ」とす。

敵の隊長は米式拳銃で自殺していた。捕虜十五名を連れて帰る。

十二月九日 討伐のため出動命令下る。中隊より一ヶ小隊編成され岡崎小隊長の指揮下に四十五名。前進命令の前に坂口大隊長より訓示あり。

『三日分の携帯糧秣で一週間を過ごせ。匪賊掃蕩と違い敵は正規軍である。故に我軍の任重く危険性も亦大である。上海戦

に次ぐ大戦と心得全力を尽すべし」と。

前面の敵は九ヶ師団、約十万の大軍である。直ちに行動を開始するも四面真暗となり一旦引上げ第一大隊本部に帰る。食事の暇もなく約四軒東方の「駱駝山」に野営、時に午前二時大霜の中に背のう枕だ。

寒さのため手足が痛み一睡もできず。朝食の飯盒炊飯にとりかゝる。飯はできたが食う暇もなく出発。天気晴朗たり。

十二月十一日 午前三時半出発、第三中隊駐屯地に到着、郷土出身の上村虎明、北村の両君に会い慰問袋のドロップスを貰った。

朝飯は凍飯、日暮と共に出発して急行軍、十二軒の道を一回の小休止で第四中隊に到着、急行軍の汗が冷たく着たまま乾いた。

十二月十四日 今日は何こそ違え元禄十四年師走半ばの十四日赤穂浪士討入りの日である。夜間の合言葉を「大石」「良雄」と決めて出勤。師団の行動は一斉に開始された。

前進中河幅二百メートル位の「風水河」を渡河、寒風に震えていたのに河中へザブザブ飛び込み一列で敵岸へ渡る。全員無言、山上は敵の巢窟なり。大霜の中で震えながら夜明けを待つ。

夜の明け初めると共に二百メートル位の山の上に一人づつ走り出る。敵陣地の真正面に跳び出た。静かだった連山が一瞬にして激変して敵の猛射を受ける。敵陣に反撃することもできず運を天に任せて逃げるように五、六歩走っては伏す。敵は陣内に居り見えず、我軍不利の戦斗である。気が着くと鉄兜に穴があいていた。弾に当たらないのが不思議な位頑強に射って来る。昼食は飯も水筒の水も凍って飲み食いができない。

前進約四軒、登えた高山に登るもすでに逃散したか敵は不在、どこから来るのか弾がピュッピュッと耳をかすめる。西に向って行動を開始すると田圃の中で北岸四百程の地点から猛射を受ける。我軍は遮蔽する物なく敵弾は雨霰の如し。迫撃砲弾も近くで炸裂すること十数発。その上チェッコ機銃も止みなし。

十二月十五日 西に向って前進。戦線は更に拡大激戦となる。敵も頑強に抵抗してなかなか退却しない。

敵弾が足許や頭上に気味の悪い音を立てる。もうこれが最後だと思ふことが幾度もある。戦友の屍を乗り越えては前進し、山上の望楼に突撃す。約四時間の戦いで占領す。

戦闘中吉村遊亀君（庵谷出身）が不幸敵弾のため右胸部を貫通されて倒れる。時に午後八時、場所は湖北省陽新県厚東板であった。

同郷の戦友を失い誠に残念至極、必ず仇を討つと誓う。この戦鬪で戦死者十七名、戦没軍馬十五頭、負傷者多数。十二月十九日 戦死者十七勇士の告別式を挙行す。

思えば昨日まで第一線を共に走り合った戦友がただ一発の敵弾により、真紅の鮮血に染まる。万感胸に迫り心中暗涙にむせぶ。

生き残りの将兵臉を腫らし最後の黙禱数分間、折から敵は火葬の煙と部隊を目標に射撃して来る。敵弾の下で亀川部隊長の切々たる弔辞、まことに臟腑をえぐるが如し。

告別式がすむ暇もなく戦鬪再開さる。日没後も敵弾来る。(中略)

昭和十六年一月三日 広島に無事帰還す。

一月四日 高知朝倉西部三十四部隊にて召集解除となる。

この日記は昭和十四年七月から同十六年一月までの約一年六か月の間、本人の動向や戦鬪の場面が克明に記録されているが、その中で戦鬪の場面を主として抄出した。

堤朋晴の属していた部隊は朝倉編成の、いわゆる郷土部隊であるので同じ村の出身者が大勢いたはずである。

戦場のような特異な環境に身を置かれた場合、同郷の人たちがいかに頼りになり懐かしいものであるかは、兵隊に行つて絶えず死の影に脅かされ、極限の状態を経験したことがない者にはわからないであろう。

この日記では特に同郷の兵隊の死に水をとっているが、敵弾が飛んでくる中では十分なことはできなかったであろうが、死にゆく者にとっては心強い限りであろう。

「生きて虜囚の辱かしめを受けず」という「戦陣訓」をたたきこまれ、捕らえられたら自決せよとまで要求された第一線の兵士たちにとって、それでも広い大陸には逃げ場があった。

しかし南方やその他の島々で戦つた兵隊は、食糧の補給が切れると自給にも事欠いたし、戦鬪のとき逃げ場がないので、隊の全員が戦死するという悲惨なこともまれではなかった。

アッツ島やサイパン島の全員戦死は、玉砕という新しい言葉を生むほど有名であった。

戦後四十年たった今でも広島・長崎の原爆の後遺症に悩む者や、いまだに中国に残されて親を求めぬ遺児たちのように、関係者にとっては戦争はまだ終わっていない。

(三) 戦時の生活

昭和六年九月に起きた満州事変とその後の満州国の独立は、中国国民の排日運動を高めた。

昭和十二年七月七日、北京郊外の蘆溝橋で演習中の日本軍に対して、発砲事件があったとして、日中両軍が衝突し日中戦争が勃発した。政府は「事件不拡大と現地解決」の方針を声明したが、軍部はその意図に従わず、事件は拡大、長期化に進んだ。

その間、中国に対する米・英両国の援助はますます増大し、これをめぐって我が国は両国との対立を深めていった。同十五年には日・独・伊の三国同盟が締結され、翌年十二月には太平洋戦争に突入した。

こうして、日本国民は、日中戦争勃発以後同二十年八月の終戦まで八か年余にわたって各種の統制法令のもとで、厳しい戦時生活に耐えることになった。特に終戦前後の数年間の国民生活は、深刻な食糧難や物資の欠乏で極めて苦しいものであった。

1 国家総動員法

日中戦争が急速に戦火を拡大し、しかも長期化するおそれができたために、政府は国民が精神的、経済的両面から戦争遂行に積極的に協力できるよう、総動員体制の準備を進めていた。

まず昭和十二年八月から国民精神総動員という、官民一体の国民運動が展開された。これは戦時中に国体明徴の精

神を強調して国民の向かうべき方向を統一して、国家総動員法を公布するための準備であった。

昭和十三年四月一日、戦時統制法規の最大の法律というべき国家総動員法が公布された。これは国家のすべての人的、物的資源を戦力化するため制定された戦時法である。

すなわち、戦時における労務・資金・物資・物価・企業・動力・運輸・貿易など、社会・経済生活の全面にわたる広範な資源統制の基本原則を定めたものであった。

しかも、これが個々の細目については勅令で定めるとして、広範強力な権限を政府に一任するというものであったため、政党の一部から強い反対意見もあった。

しかし、我が国の総動員態勢は既に確立されていたので時局に抗することはできず、同法案は無修正で可決され、五月五日から発動された。

その後、この法律に基づいて国民徴用令や物価統制令が定められ、軍需産業への労働力の集中や物資の動員など、厳しい戦時体制へ向かって進んでいった。

2 大政翼賛会

日中戦争発生以後、その長期化に伴う国の内外の行き詰まりを是正するため、国家総力戦体制を樹立することが政治上の重要問題になっていた。

近衛文麿は新しい国民組織を背景とした強力な挙国的大政党をつくるため、昭和十五年六月に新党と新体制運動についての声明を発表した。

この声明を受けて七月六日に社会大衆党が解党し、続いて政友会・民政党などの既成の全政党が解党して、無政党時代となった。

こうして同年七月に近衛内閣が成立し、十月には新体制運動の中核機関として大政翼賛会が発足した。

同会は「率先して国民の推進力となり、常に政府と表裏一体の協力関係に立ち、上意下達、下情上通を図り、以て高度国防国家体制の樹立に努む」ことを目的としていた。

首相を総裁に、各府県知事を支部長として全国に支部がつくられた。市町村においても各市町村長を中心として、その下部組織をつくり、住民生活全般について強力な指導を推進した。

太平洋戦争が始まると大政翼賛会の役割は一層重要となり、二十一歳以上の青壮年による翼賛壮年団を結成して組織を拡大し、昭和十七年には産業報国会・愛国婦人会・国防婦人会・町内会・部落会・隣組などもその指導下に入れ、上意下達に努めた。

そして、大政翼賛、臣道実践などが国民の合言葉ようになった。

同年四月三十日には、いわゆる「翼賛選挙」が行われた。この選挙に当選した議員四百六十六人中、翼賛会推薦の候補者は三百八十一人を数え東条内閣は完全な政治体制を固めた。また、市町村の選挙結果もこれに準じたようなものであった。

3 産業報国会

昭和十三年四月に財団法人日本労資協調会は政府に対し、産業報国会の結成を提唱した。これによって同年七月に産業報国連盟が結成された。

産業報国運動の本質は、戦争遂行のため、事業主と従業員が相協力して、生産増強に努めることであった。

このようにして、産報運動は急速に盛り上がり、昭和十三年末には全国に約一万の産業報国会が設立された。同十五年十一月には大日本報国会が結成されて、大政翼賛会のもとでますます強化された。

産業報国会の道府県連合会長は、東京では警視総監が当たり、各府県では知事であったが、産業報国運動に対しては警察が全面的に指導に当たった。高知県下においても同年四月に、高知県産業報国連合会が結成され、報国会の設置総数は二百四十一、会員数は二万五百人となり、従業員三十人以上の事業場はすべて網羅された。

4 経済統制

昭和十二年七月以降我が国の経済は、それまでの自由経済から次第に統制経済へと移行していった。これは戦争遂行のための戦時経済体制樹立のためであった。

昭和十二年八月に暴利取締令の一部が改正されたのをはじめとして、臨時資金調整法・輸出入品臨時措置法を制定公布した。

その後戦争の推移とともに、多数の経済統制令が發布され、太平洋戦争突入後は 国民生活の各部にわたって統制が行われ、日常生活は極めて厳しいものになった。衣料をはじめ生活必需品のほとんどのものが切符配給制となり、食糧事情は特に深刻であった。

このように政府は、国の全経済力を戦争の遂行に集中させるために、多数の統制諸法令を制定して強力な経済統制を実施してきた。政府は最初産業界への急激な影響を考慮して業者の自主規制に任じていたが、戦局が長期化するとともに、一層強力な戦時経済体制が必要となったため、警察を経済統制活動に関与させることになった。

このようにして誕生した経済警察は、各種の統制法令違反の取り締まりはもちろん、複雑多岐にわたる法令の周知徹底、あるいは統制品の公正な需給など戦時下の国民生活を支える任務を担当した。

5 米の供出と配給制度

米の強制買入れ制度（供出）は、昭和十四年十一月から始まった。

戦線の拡大と戦力増強のため、農業労働者が軍隊や軍需工場へ多数召集や徴用されたので農業に従事する者が不足してきた。また一方肥料・農機具等の生産力の低下なども重なって、米や麦の生産は急激に衰えた。他方軍用としての食糧需要はますます多くなり、外米輸入の途絶などにより深刻な食糧難となった。

このため米の割り当て配給制度が実施されるようになり、昭和十六年二月の東京を皮切りに順次全国に及んだ。供出は農家の耕作地の状況により収穫量を見積もり、家族の保有量を残してあとは全部供出するようになった。このため農家も自分で作ったものを十分食べることでできない不自由な生活となった。

一日分の基準配給量も、初めは成人一人当たり二合三勺（三百三十グラム）であったが、終戦の年の昭和二十年には二合一勺に減り、また、当初七分搗ぎであった米は五分搗ぎとなり更に二分搗ぎとなった。

そのうえ、米の代替えとして麦や高粱（とうもろこし）、甘藷、馬鈴薯などが米に換算されて配給された。またこれら代替え品の比重は次第に重くなり終戦後も続いた。

政府は、同十七年二月二十一日に食糧管理法を公布して主要食糧の国家管理を強化し、食糧営団を設立して配給組織を整備する一方で、一般家庭に対しては節米運動（未利用資源の活用）を呼びかけるとともに、食糧増産のために空地利用を強力に指導した。このため各家庭はわずかな空き地でも耕して、南瓜や甘藷などを栽培して主食の不足を補うことに努めた。

また消費者は配給だけでは足りないもので、遠くまで縁故を頼って買い出しに行った。農家も少ない食糧でも売らなければ、必要物資が手に入らない状態であった。

食糧の窮迫は主食類だけでなく、肉・魚・野菜なども同様で、これらもすべて統制規則による配給制となった。供出割り当ては県から各市町村にその総量が示された。各市町村はこれを完遂しなければならない責任と義務を負わされていた。

各市町村は農業会と協議して、集落単位に責任供出量を決定し、各部落では部落長や増産班長を中心にして更に各個人に割り当てた。

当時の東豊永村の供出割り当て表を次に挙げる。

供出部落別割り当て表

部落名	区分			
	昭和十七年産米	昭和十九年産米	昭和十九年産麦	昭和十九年産穀
大川	一四一	四〇〇	一九六〇	一〇
高井	二六四	四八〇	二六〇〇	五〇
中原	三四二	八四〇	四八〇〇	二五
中内	二二三	一一〇	一四〇〇	一〇
野屋	二一三	五六〇	二七六〇	四〇
土生	二九〇	六八〇	二九二〇	二〇
久畑	二九〇	八八〇	二九六〇	三〇
大沖	四五六	一一〇	二五六〇	六〇
三藤	四四七	一三二〇	三二二〇	四〇
三木	一四七	四〇〇	四八〇	一五
三谷	二四七	一四〇	一三二〇	六〇
三津	二二四	一五〇	二六〇〇	一五
三子	一〇四	三〇〇	三七二〇	九〇
怒田	一六一	一八〇	一三二〇	一五〇
大平	一九六	三四〇	二六四〇	三五〇

備考
食糧としての供出は、米、麦・甘藷・馬鈴薯等の外未利用資源にまで及んだ。

昭和十七年度と同十九年の供出割り当て量を比較して、戦争の推移とともに次第に厳しくなっていることがうかがえる。

6 物資の供出

合 計	川	落	岩	伐	八	下	粟	西	立	八	南
	又	合	原	木	川	居	生	川	野	畝	王
九 五 四 一			七 七 〇	一 八 八	一 六 八	一 五 五	一 九 〇	五 九 五	一 二 八	九 五 二	三 三 八
二 六 八 四 〇			一 九 二 〇	四 八 〇	六 〇 〇	四 四 〇	五 六 〇	一 六 〇 〇	四 〇 〇	二 七 二 〇	八 〇 〇
五 七 六 〇 〇			二 四 〇	六 八 八	一 二 八 〇	三 〇 八 〇	一 一 六 〇	一 六 〇 〇	一 八 四 〇	九 六 〇	一 〇 四 〇
一、 五 九 五			一 二 〇	三 〇	三 〇	一 五	四 〇	一 〇 〇	一 五	二 〇 〇	八 〇

中国と四年半の戦争を続け、更に太平洋戦争へ突入した我が国は、膨大な消耗戦のため物資の欠乏を来した。そのため鉄砲や弾丸など、いわゆる軍需品を製造するための金属製品が供出されることとなった。

すでに昭和十六年八月には、金属類回収令が公布になり、その後昭和十七年には全国的な「金属供出運動」が展開され、鉄門・鉄柵・ストープ・鍋・釜・火箸・装身具・寺院の鐘などあらゆる金属製品が供出されたのである。

高知市藤並神社境内にあった山内一豊の銅像も十九年一月供出された。

廃品回収通達の中には、廃電球・銀製品・座布団・綿等の供出も強く要請されている。これらの通達には警察部長

名が連記されていた。このように日本国民の赤誠として金属類などが、続々と供出されていった。

7 労務統制

事変が長期化するにしたがい、我が国の軍需産業は飛躍的に拡大強化されていった。政府はこれらの労働力確保のため、前述したように昭和十三年国家総動員法を公布して労務統制に着手した。

すなわち、同法に基づき学校卒業者使用制限令で、各企業における大学・専門学校卒業者の雇い入れを制限し国民職業能力申告令で、十六歳以上五十歳未満の男子に対する職業能力申告義務を課し、国民徴用令で時局産業に關し、國民を強制的に就勞させることを定めた。

昭和十六年十一月には、國民勤勞協力令が制定された。これは十四歳以上四十歳未満の男子及び十四歳以上二十五歳未満の未婚女子は、職場や団体ごとに勤勞報國隊を組織し、工場や農業の労働に従事することを定めたものである。

更に同年十二月には労働調整令が公布された。同調整令によって事務補助者・現金出納係・小使・給仕・受付係・物品販売店員・売子・行商・呼売・外交員・集金人・電話交換手・出札係・車掌・踏切手・エレベーターの運転係・理髪師・案内係・番頭・下足番などが男子（十四歳以上四十歳未満の者）の従業禁止職種として指定され、これらの職種に従事していた男子は、國民総動員計画によってそれぞれ国防産業に就き、女子がこれに代わった。

更に昭和十八年九月太平洋における戦局の緊迫化に伴い、国内体制はますます強化された。労務統制も一段と厳しいものが要求されるようになり、そのため新しく、あるいは、改正された勅令が次々と公布された。

そして政府は、翌十九年二月には決戦非常措置要綱を決定し、軍需生産増強のために中学校生徒などの動員を決定した。その後も労務統制はますます深刻となり、昭和二十年三月には、ついに國民勤勞動員令を公布した。これによ

り動員の対象は男子十二歳以上六十歳未満、女子十二歳以上四十歳未満（既婚者を除く）という極めて厳しいものとなった。

8 出征兵士と留守家庭

事変の拡大とともに、村内各地にも充員召集が相次いで届けられた。

召集令状は淡紅色であったので、俗にこれを「赤紙あかがみ」と呼んだ。召集令状が来たことを、「赤紙がきた」ともいった。この「赤紙」が役場に届けられるのは、夜間が多かった。役場の兵事係はその夜の内に該当者かその家族に、直接届けるように手配しなければならなかった。

出征兵士が多くなるにしたがって、街角や村の道々に出征兵士のお守りとする「千人針」を頼む婦人の姿が目立ってきた。これには国防婦人会などが活躍した。

出征した兵士の留守宅には「出征兵士の家」の標札が掲げられ、年中日の丸を立てた家もあった。そして留守家族をはじめ銃後の国民は、出征兵士の武運長久を祈った。

しかし、戦局は次第に厳しくなり、白木の柩ひのぎで無言の凱旋がいせんが続くようになった。

村当局は、これら戦没者のために村葬を行いその霊を祭るとも



出征風景（東豊永落合）

に遺族達を慰めた。

また、遺族の家庭には「遺族の家」の標札が掲げられたが、熾烈な戦争の長期化によって次第にその数を増していた。

外地で終戦を迎えた軍人や軍属は三百六十五万人といわれるが、敗戦国としては予想外に早く復員ができた。しかしソ連に抑留された者は、終戦後長期間にわたって強制労働を強いられた。

日中戦争以来の県下の戦没者（含軍属）の数は約三万三千人と記録されている。

9 衣料切符と代用品

生活必需品の中でも、原料の大部分を輸入に頼っていた衣料品は早くから不足を来した。

まず、メリヤス・タオル・靴下などが切符制となり、昭和十七年二月一日から全面的な衣料切符制度が実施されて点数制となった。点数は一人について、都市では一年間に百点、地方は八十点が与えられた。このため、銭のある者でもこの点数以上の物品は買えず、切符はあっても品物がないことも多かった（タオル一枚は三点、地縞一反二十二点、錦仙一反七点など）。

「ぜいたくは敵だ」という標語が耐乏生活のキャッチフレーズとなり、廃物利用と徹底的なつぎはぎ被服が当時国民の間に定着した。

衣料切符制度も「生めよ殖やせよ」の国策に沿って、嫁入りや妊婦などには、必要な余分の点数が与えられた。

男女の服装も必然的に簡素化されて、男子は国民服、女子はモンペが普通の服装のようになった。

戦時下の衣料品の窮乏を最も端的に表現する言葉の一つに「スフ時代」がある。スフというのは、ステープルファイバーの略語である。戦時中は綿は軍需品（火薬の原料としても）として貴重であったため、この化学繊維が綿製品

の代用として広く国民に使用された。現在の化学製品とは比較にならぬ程粗悪なものであったが、時局柄国民はその不自由に耐え、下着から洋服まで、スフ時代が出現した。

10 生活物資の配給

すべての物資が統制された中であって、年に何回か生活物資の配給が行われたが、それは極めて微々たるものであった。

本町久生野に次のような記録が残されている。

生活物資配給記録 久生野部落

品名	昭和		備考
	一八年	一九年	
シヤコ	一 二回	一 〇	一 数字は年間の配給回数を示す。 二 一回の配給量や品目などは不明である。 三 酒は出生、婚礼、死亡、応召などの場合は一升〜二升の特別配給があった(主として合成酒)。
塩魚	三	一	
ふし	二	一	
海苔	一	一	
数の子	一	一	
雨傘	一	一	
昆布	一	一	
衣料	一	一	
マッ	一	一	
醬油	一	一	
醬醪	一	一	
梅干・ラッキョ	一	一	
ウ	三	一	
品名	二〇年	二一年	
	四	二	
	六	一	
	一	四	
	四	一	
	四	三	
	四	四	

注 衣料品の切符制度は、昭和十九年ころからは有名無実となり、衣料品はほとんど商店から姿を消した。生活必需品等は町村や隣組を通して、配給制となった。

11 警 防 団

防空行政制度化の立ち遅れで、各市町村長は従前の消防組のほかに防護団を任意に設立し、両者併存で防空・消防業務を担当させたが、日中戦争の勃発や防空法の制定によって防護団は急速に発展し、全国で四百万人に達する状態となった。

内務省はこの同種組織の一元化を検討の結果、消防組を母体とする新機関を設け防空警察の補助機関とすることを決定した。これが警防団である。

昭和十四年一月に警防団令が公布され、本県では同年三月二十日にこの施行細則を制定し、県下に百八十九の警防団が発足した。これによって各村ごとに警防団が設立された。戦局が厳しくなるにしがって団員は次第に減少したが、これらの団員は終始一貫して警察と不離一体となって活動を展開し、一般住民から信頼された。

12 防空訓練

警防団を含む防空警察の任務中、対住民活動として最も精力を傾注したのは防空訓練であった。在郷の青年男子はほとんどいなくなり、残された老人と婦女子による訓練が続けられた。

その防空訓練も戦局の不利に伴い、次第に実戦に即応するように、分散・疎開・防疫などを内容とするようになった。リレー方式による消火訓練よりも、待避や建物の疎開などに重点が置かれるようになった。そして都市空襲が現実となり、学童疎開に続いて高知市でもそれぞれ市民が、田舎の縁故者を頼って家財や家族の疎開を始めた。

川又	六人	一人役	西川	二人	三七人役	計	六七四人	一、二〇一人
立野	一人	二〇	栗生	二四人	四三			
部落名	労働者数	要員割当数	部落名	労働者数	要員割当数	部落名	労働者数	要員割当数

八畝部落へ伝染病ノ關係ニヨリ今回ハ除外ス。

出夫日割表

日	時	出夫部落割当人員数	日	時	出夫部落割当人員数
十月三日		大平十三人、落合十一人、大滝十三人、川井二十三人 計 六十人	十月九日		岩原四十五人、三谷十五人 計 六十人
四日		高原六人、野々屋十八人、久生野五人、中内十人、土居二十人 計 六十人	十日		大平十二人、落合十二人、大滝十四人、川井二十二人 計 六十人
五日		久生野十五人、沖三人、大畑井二十八人、蔭十四人 計 六十人	十一日		高原五人、野々屋十七人、久生野八人、中内十人、土居二十人 計 六十人
六日		三谷十六人、三津子野十四人、柚木三十人 計 六十人	十二日		久生野十一人、沖二人、柚木八人、大畑井二十六人、蔭十三人 計 六十人
七日		怒田二十八人、川又四人、西川十二人、南大王十人、立野六人 計 六十人	十三日		柚木二十三人、怒田二十二人、三津子野十五人 計 六十人
八日		粟生十五人、八川十六人、下土居十九人、筏木十人 計 六十人	十四日		怒田五人、川又三人、西川十三人、下土居八人、南大王八人、立野七人、粟生十四人 計 六十人

日	時	出夫部落割当人員数	日	時	出夫部落割当人員数
十月十五日		下土居十一人、篠木九人、八川十六人、岩原二十四人 計 六十八人	十月十九日		大畑井十六人、蔭十六人、沖二人、柚木二十六人 計 六十八人
十六日		岩原二十人、大平十二人、三谷十七人、大滝十一人 計 六十八人	二十日		柚木四人、怒田二十七人、川又四人、三津子野十四人、南大王十人 計 五十九人
十七日		大滝二人、川井二十三、中内十人、落合十一人、高原五人、野々屋九人 計 六十八人	二十一日		立野七人、粟生十四人、八川八人、西川十二人、下土居十九人 計 六十八人
十八日		野々屋八人、久生野二十人、土居二十人、大畑井十二人 計 六十八人	二十二日		八川八人、岩原四十五人、篠木九人 計 六十二人

- 一 毎日通勤トシ、豊永駅発午前五時五分、下リ列車ニ乗車、後免駅下車トス。
 - 一 出夫者ハ鋸又ハ斧等手道具ヲ必ズ持参ノコト。
 - 一 汽車賃往復二円四十銭準備シテ来ルコト。切符ハ団体切符購入ニ付、各自購入セザルコト。
- 注 右の表に示すように、当時は就労可能の人の少なかったことと、強制就労割当の大きかったことがうかがえる。
この緊急要員割当は、昭和十九年十月と思われるが、他の町村もこれに準じたのであろう。

(四) 公職追放

終戦後の公職追放は、日本民主化のために連合軍の占領政策の一環として占領中に行われた、軍国主義指導者を戦

後の公職から追放することであった。

占領政策としての公職追放の考え方は、「ポツダム宣言」の中の「無責任な軍国主義により日本国民を欺満きまんし世界征服の拳に出ずるのあやまちをなさしめた者の権力および勢力は永久に排除されなければならない」という語句に現れていたが、降伏後に出された「降伏後における合衆国の初期の方針」及び「降伏後における対日基本政策」によってこの点が更に具体化された。

「軍国主義と好戦的国家主義の積極的推進者たりし者は公職からも、公的又は重要な私的責任を有する他の如何なる地位からも排除さるべきこと。職業的旧陸海軍将校及び下士官並びに他の一切の軍国的、積極的国家主義的又は反民主的理論及び実践の推進者は監督的及び教育的地位から排除さるべきこと」が定められていた。

このような基本方針に基づいて、公職追放については、昭和二十一年一月四日付けで、「好ましくない人物の公職からの除去及び排除に関する総司令部覚書」及び「或種の政党・協会・結社・その他の団体廃止に関する総司令部の覚書」が出された。

教職追放については、昭和二十年十月二十二日付けで「教育制度運営の基本方針に関する総司令部の覚書」及び同年十月三十日付の「教員及び教育関係官吏の調査、適格審査及び証明に関する総司令部覚書」が出された。

労働追放については、同年十一月二十日に総司令部から内務・厚生大臣に対して口頭の指示があった。

日本政府はこれらの指令に基づいて、公職追放令を「ポツダム命令」として制定実施した。

追放令覚書の内容は、A号からG号まで、七種に分類された。その内容は次のとおり。

A 戦争犯罪人

B 職業陸海軍職員

C 極端な国家主義的団体、暴力主義的団体、また秘密愛国団体の有力分子

D 大政翼賛会、翼賛政治会及び大日本政治会の有力分子

E 日本の膨張に関係した金融機関及び開発機関の職員

F 占領地の行政長官等

G その他の軍国主義者及び極端な国家主義者

この追放令に該当した人員は全国で二十万人といわれた。

高知県では、昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）の該当者として、高知県知事に指定を受けていた九百六十五人のうち、個人審査に回ったD項二十六人、G項五人、B項二人、C項一人、E項一人の計三十五人を除いて、昭和二十六年六月三十日付けをもって、解除者九百三十人に対して「指定理由取消書」の伝達手続きがとられた。

嶺東四か村で、その通知を受けたのは、次の各項に属する二十八人であった。

D 項 (A 翼賛関係 五) 以下翼賛関係をA

(B 翼壯関係 六) 翼壯関係をBとする。

内 東豊永 A 一 西豊永 A 一 大杉 A 一 天坪 A 二

B 二 B 二 B 一 B 一

G 項 (在郷軍人分会長) 十七人

内 東豊永 四 西豊永 四 大杉 三 天坪 六

この指定理由取消書は次のとおりであった。

第号

指定理由取消書

住所

氏名

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第四条の規定により、左記に掲げる指定の理由を
取り消す。

昭和二十六年六月三十日

高知県知事 桃井 直美 印

記

翼賛壮年団

何々村団長

更にこの指定理由取消書には次のような通達がついていた。

二六地

第 号

昭和二十六年六月三十日

高知県総務部長 印

何 某 殿

覚書該当者としての理由の取消について

本日貴殿に対し、別紙のとおり覚書該当者としての理由を取消すという通知がありました。これは貴殿の経歴のうち指定理由の取消書に記載された事項を追放の該当理由としないという意味であって、今後公職に就かれるとき又は公選による公職に立候補されるとき並びに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第五条第三項に規定する受給権の回復をしようとする場合は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、公職資格審査の調査表を提出し、非該当の確認を受けなければなりませんから、念のため申し添えます。

同二十六年六月の追放令の緩和的改正によって、地方自治体のD項及びG項の該当者は追放解除となった。

しかしこれらの人々は、戦争に関して何の決定権もなく、国で決まった法律に従って、その事務的処理を遂行した

だけである。それが終戦後の同二十一年には公職から追放となり、同二十六年解除になるまで、村の最も有能な人たちが、混乱と窮乏の時代に指導的地位から数年間除外されたことは、市町村の大きな損失であったといえよう。同二十七年四月平和条約発効とともに公職追放令も解除された。

七 戦争と平和

昭和六年九月満州事変に始まった十五年戦争は、同二十年八月十五日、膨大な犠牲をはらって終結した。

この戦争による貴重な人命の損耗は、中国大陸や南海の果てにむなしく散った戦病死者数、百五十万人といわれ、高知県は三万三千人、大豊町は九百二十三人と記録されている。

また空襲による被害は、昭和十九年六月十六日B29六十三機が日本本土を初めて空襲してから二十年八月十五日の終戦まで、三百五十回にも及び、被害を受けた都市は東京・横浜・名古屋・大阪をはじめ二百都市が焼き払われた。

高知市の空襲は二十年七月四日であった。被災戸数一万一千九百十二戸、被災人口四万九百三十七人、うち死者四百一、行方不明二十二、重傷者九十五、軽傷者百九十四、計七百十二人の犠牲を出した。

主要官公庁、民間機関工場を焼失し、県都として壊滅的打撃を被った。

全国戦災都市連盟の調査によると戦災都市空爆死没者数は五十万九千四百六十九人で、これに沖縄の爆死者を加えると六十万人近い民間人が空襲で命を奪われた。

こうして国民が戦争に対して不安になっている二十年八月六日に広島市、同月九日長崎市に原子爆弾が投下された。日本は最初の被爆体験国となり、米国は恐るべき核兵器の最初の使用者となった。

この広島への原子爆弾の投下が行われたことを、マリク駐日大使の現地視察によって現実に確かめたソ連は、さつそく八月八日、ポツダム宣言に調印するとともに日本政府に対日宣戦の通告をしてきた。それは原子爆弾が投下されたための政治的戦略的ソ連の行動といわれる。

広島への原子爆弾の投下とソ連の参戦によって、八月九日、最高戦争指導会議構成員会議が開かれ、鈴木首相から四囲の情勢上ポツダム宣言を受諾せざるを得ないと思う旨の発言があり、座は白けて発言する者もなく、米内海相が、問題は受諾に無条件受諾か条件をつけるかにあると発言し、条件の有無について討議したが議論は一致せず、午後開かれる閣議後に再開されることになった。

この会議の最中長崎に原爆が投下された。

午後二時開かれた臨時閣議において、鈴木首相・東郷外相がリードして、午前中討議された条件論として、「国体護持」の一本にしほり協議したが、まとまらず、結局聖断を仰ぐほかないということになり、同日午後十二時ちかく宮中防空壕内で御前会議が開かれた。

このときの天皇のご発言は次のとおりであったと伝えられている。

「我が国民の現状、列国の情勢等を顧るとき、これ以上戦争を続けることは我が民族を滅亡せしめるのみならず、世界人類を一層不幸に陥れるものである。自分としてはこれ以上戦争を続けて無辜の国民を苦しめるに忍びないから速やかに戦争を終結せしめたい。開戦以来、軍の言う所と実際との間には屢々喰い違ひがあった。現に軍は本土決戦などと言うけれど九十九里浜の防備さえできていないではないか」

こうして、東郷外相の主張する国体護持説一本に賛成する聖断がくだされた。十日午前二時三十分であった。

八月十日、米英ソ華四国にたいし「天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ」ポツダム宣言を受諾する旨の電報が、スイス公使及びスウェーデン公使經由にて発せられた。

これにたいして米国大統領トルーマンはバーンズ國務長官に命じて回答文を起草させた。それは、無条件降伏の建て前を堅持しつつ天皇制問題はこれを認めるという内容のものであった。

それでついにポツダム宣言は受諾され、八月十五日の終戦詔書となり、いわゆる玉音放送を通じて全日本国民に知らされた（中央公論社『日本の歴史』を参考）。

こうして満州事変から十五年の長きにわたった戦いの時代は終わった。

この歴史的体験は、日本国民としては歴史はじまって以来最初の深刻な敗戦体験である。

終戦を告げる玉音放送を聞いて、なかば呆然とした日本国民も、廃墟と窮乏の中から立ち上がり、生存のための厳しい戦いが始まった。

そして終戦後四十年、政治に経済に、曲折を経て今や国民総生産高（GNP）は自由世界で二位といわれる経済大国になった。

しかし忘れてならないことは、世界で唯一の原子爆弾の被爆体験国であり、毎年行われる原水禁大会、戦没者慰霊祭があるが、ただのお祭りではなく真に平和の意義を自覚し、アジアはいうまでもなく世界において再び世界大戦に発展することのないよう万全の対策を講ずることが日本の責務であろう。

日本国憲法第九条には次のとおりうたわれている。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

八 戦没者名簿

昭和六年九月に始まった満州事変から、太平洋戦争終結までの十五年間でさえ、貴重な人命の損耗は大きく、酷寒のシベリア北地から炎熱南溟の島々に、むなしく散華された戦病死者は全国で約百五十万人、高知県で約三万三千人といわれ、大豊町では九百二十三人と記録されている。

この戦没者名簿は戊辰の戦役で戦病死をされた方々から、日清・日露の両戦争はもちろん、シベリア出兵・太平洋戦争に至る犠牲者を網羅したが、本籍が大豊町にあって遺族が転出したもの、反対に町外から転入したものなど入り組んで調査が困難であった。

またご遺族の方が不明や不在であったり、遺族及び関係者の記憶が薄れつつある現状では、住民課の戦没者原簿と、各支所の追悼式通知者名簿と忠霊塔の碑に記されている御芳名がなかなか一致しないのもやむを得ないことである。このような関係で八方手を尽くしたが、御芳名のみで戦没年月日や戦没場所など空欄のあることの御了承をお願いする。

名簿中にある旧軍人の階級は時代によって多少の差異はあるが、だいたい次のようである。

将官・佐官・尉官の将校は陸軍海軍共にそれぞれ大・中・少の三階級に分かれ、共通しているので省略する。

陸軍	准尉	曹長	軍曹	伍長	兵長	上等兵	一等兵	二等兵
海軍	兵曹長	上等兵曹	一等兵曹	二等兵曹	兵長	上等兵	一等兵	二等兵

なお、海軍は次のような兵科を上に冠して呼称した。水・機関・飛行・整備・看護、陸軍の輜重兵には輜重輸卒があつた。

四地区の戦没者数

名 称	天 坪	大 杉	西 豊 永	東 豊 永	名 称	天 坪	大 杉	西 豊 永	東 豊 永
戊辰の役関係				一	日中戦争関係	五	二六	二八	二七
西南の役		一		二	太平洋戦争	一一一	二四一	二二三	
日清戦争		三八	五	二	不 明		五		二六二
日露戦争			二八	二九	計	一二五	三二二	二八七	三三三
シベリア出兵	一	一	二						

東豊永地区戦没者名簿

戦没場所の表記法は終戦の前後で相違するが公簿記載のとおりとした。

戊辰の役関係

住 所	氏 名	陸海軍別	階 級	戦没年月日	戦 没 場 所
久 生 野	三 谷 庄 馬				会 津 若 松

例 比島呂宋島(フィリピンルソン島)

西南の役関係

住 所	氏 名	陸海軍別	階 級	戦没年月日	戦 没 場 所
川 井 所	梶 原 忠 馬	陸	一 等 卒	明 10・11・9	高 松 陸 軍 病 院
怒 田	大 田 又 次	陸	一 等 卒	〃 10・5・3	熊 本

八																				怒								
" "																												
畝																				田								
渡	小	小	佐	小	笹	山	笹	笹	三	笹	笹	西	西	笹	三	中	門	大	小	上	氏	小	秋	小	小	森	森	
辺	笠	笠	野	笠	岡	中	岡	岡	谷	岡	岡	村	村	岡	谷	西	田	田	笠	笠	原	林	山	笠	笠	森	森	
正	原	原	敵	吉	美	家	義	隆	利	覺	盈	幸	幸	幸	利	清	豊	昌	岩	龍	敬	貞	美	富	好	茂	良	
雄	栄	夫	一	行	家	義	二	利	覺	盈	慶	一	一	充	雄	正	吉	直	穂	雄	助	広	致	士	喜	喜	雄	
陸	"	海	陸	"	海	陸	海	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	陸	海	陸
上	三	兵	上	軍	二	上	軍	兵	兵	軍	二	曹	伍	伍	上	兵	一	上	曹	上	一	軍	一	上	兵	二	上	
等	等	長	等	属	兵	曹	曹	長	長	曹	兵	長	長	長	兵	長	兵	兵	長	兵	兵	曹	兵	兵	長	曹	兵	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	昭	
19	24	20	15	19	18	20	19	19	20	17	17	17	18	20	17	20	24	20	17	19	18	19	19	19	20	20	20	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
8	7	8	6	5	11	7	12	8	6	11	6	12	6	5	1	5	5	8	11	8	1	6	10	9	6	4	3	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
7	9	1	17	19	25	26	18	5	30	11	5	23	3	27	7	28	30	5	11	16	9	29	20	23	30	18	5	
満	大	大	中	ソ	南	南	横	比	比	ニ	南	ビ	ビ	比	比	怒	中	東	東	東	東	福	鹿	ビ	比	南	湖	
州	滝	滝	国	ロ	太	太	須	島	島	ュー	太	ル	ル	島	島	田	支	支	支	支	支	建	児	ル	島	洋	南	
国	島	島	東	モ	平	平	賀	レ	レ	ー	平	島	島	呂	呂	三	那	那	那	那	那	省	島	マ	群	岳	岳	
東	崎	崎	安	ン	洋	洋	海	イ	イ	ギ	洋	宋	宋	宋	宋	五	海	海	海	海	海	福	德	方	島	群	陽	
安	院	院	省	群	洋	洋	軍	リ	リ	ニア	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	州	島	方	島	島	陽	
省	院	院	省	島	洋	洋	病	モ	モ	ア	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	城	島	方	島	島	陽	
				島	洋	洋	院	川	川	イ	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	北	島	方	島	島	陽	
				群	洋	洋	院	附	附	リ	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	方	島	方	島	島	陽	
				島	洋	洋	院	近	近	モ	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	一	島	方	島	島	陽	
				島	洋	洋	院	附	近	川	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	四	島	方	島	島	陽	
				島	洋	洋	院	近	近	附	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	高	島	方	島	島	陽	
				島	洋	洋	院	近	近	近	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	地	島	方	島	島	陽	
				島	洋	洋	院	近	近	近	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	地	島	方	島	島	陽	
				島	洋	洋	院	近	近	近	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	地	島	方	島	島	陽	
				島	洋	洋	院	近	近	近	洋	島	島	島	島	一	海	海	海	海	海	地	島	方	島	島	陽	

住所	氏名	陸海軍別	階級	戦没年月日	戦没場所
八住 三津子	笹岡 多之助	陸	兵曹長	21.2.2	シベリア チョープロオゼ収容所
平石 孝敬	小笠原 米治	陸	兵曹長	20.4.23	ルソン 島
豊永 繁喜	豊永 勝次郎	陸	兵曹長	21.7.7	本 籍 地
豊永 清	豊永 明	陸	兵曹長	20.6.30	比島 レイテ島カンギポット山
豊永 廣	豊永 茂	陸	兵曹長	19.8.6	ビルマ 方面
豊永 重	豊永 信	陸	兵曹長	19.8.30	中華民國 湖南省平水湖
西村 朝勝	西村 重	陸	兵曹長	18.6.1	中支 江南
西村 義昌	西村 信	陸	兵曹長	19.12.19	朝鮮咸鏡北道興南府
上村 近盛	上村 勉	陸	兵曹長	20.3.11	滿州東安省虎林
西村 義重	西村 昌	陸	兵曹長	20.7.3	幡多郡大方町入野小学校
大田 義重	大田 重	陸	兵曹長	20.12.23	徳島県麻植郡 徳島療養所
佐竹 静義	佐竹 義	陸	兵曹長	16.12.9	中国牡丹江省
佐竹 業志	佐竹 義	陸	兵曹長	20.8.14	中国牡丹江省
豊永 静義	豊永 義	陸	兵曹長	17.12.28	斐リピン 方面
大田 義重	大田 重	陸	兵曹長	20.6.8	東部ニューギニア ギルワ
佐竹 静義	佐竹 義	陸	兵曹長	20.12.14	中国牡丹江省
佐竹 業志	佐竹 義	陸	兵曹長	20.8.15	高知 航空隊
吉永 芳茂	吉永 茂	陸	兵曹長	20.2.13	広 島
小笠原 幸誠	小笠原 誠	陸	兵曹長	19.11.7	ビルマ アキヤブ東アウラビン
小笠原 幸誠	小笠原 誠	陸	兵曹長	19.11.7	中華民國 桂林附近
佐竹 延雄	佐竹 雄	陸	兵曹長	17.9.27	ニューギニア
三谷 宝章	三谷 章	陸	兵曹長	17.9.27	大 宮 島
三谷 宝章	三谷 章	陸	兵曹長	19.3.15	印度洋 方面
山崎 良邦	山崎 邦	陸	兵曹長	20.5.21	比島ネグロス島 バコロド戦病死
山谷 幸栄	山谷 栄	陸	兵曹長	19.9.30	中華民國 方面
立 野	立 野	陸	兵曹長	19.9.30	ビルマ 方面
南 大 王	南 大 王	陸	兵曹長	19.9.30	南 太 平 洋

高	川	落	住
原	井	合	所
門 梶 上 岩 三 永 三 渡 三 三 渡 釣 小 上 上 上 渡 梶 三 森 平 西 上 小 小 渡	田 原 村 本 谷 森 谷 辺 谷 谷 辺 井 林 村 村 村 村 辺 原 谷 本 石 村 村 小 笠 原 渡 辺	長 正 重 茂 晴 喜 太 郎 四 十 喜 久 米 德 重 信 澄 秀 雄 袈 裟 盛 秋 教 仁 三 郎 雅 紹 忠 雄 弘 文 金 光 静 達 一 郎 守 安 郎 賢 郎 栄 郎 寅 保 敬 之 郎 德 三 郎	氏 名
陸 海 陸 海	陸 海 陸 海	陸 海	陸 海 軍 別
伍 軍 伍	上 上 兵 兵 一 上 上 兵 一 上 伍 兵 兵 義 少 兵 伍 軍 一 兵 少 一	長 曹 長 兵 兵 長 長 兵 兵 兵 長 兵 兵 長 長 長 軍 尉 長 長 曹 兵 長 佐 曹	階 級
19 20 20 20 20 20 19 20 20 20 19 20 19 20 18 20 20 21 17 25 19 19 19 19 20 19	9 7 5 8 10 10 6 4 1 4 8 5 3 9 2 7 6 8 6 11 12 7 7 6 6 12	10 11 3 8 17 26 19 20 24 4 7 15 5 4 25 16 14 24 23 28 13 18 25 29 15 19	戦 没 年 月 日
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	戦 没 場 所
比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	比 島 ル ソ ン 島	比 島 リ ザ ー ル 州
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	台 湾 北 方 海 面
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	鹿 児 島 県 德 島 亀 津 沖 合
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	愛 媛 県 温 泉 郡 陸 軍 療 養 所
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	サ イ バ ン 島
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	中 国 湖 南 省
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	本 籍 地
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	千 葉 陸 軍 病 院
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	満 州 吉 林 省 大 石 頭
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	沖 繩 方 面
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	仏 印 プ ロ ン ペ ン
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	東 部 ニ ュ ー ギ ニ ア マ ン バ レ ー
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	中 華 民 国 方 面
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	德 島 県 西 麻 植 療 養 所
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	南 西 諸 島 方 面
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	満 州 東 安 省
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	満 州 ハ ル ビ ン
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	ハ ル ビ ン 陸 軍 病 院
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	鹿 児 島 県 出 水
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	海 軍 第 二 航 空 隊
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	シ ャ ワ 沖
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	鹿 児 島 県 龜 津 沖
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	中 華 民 国 江 蘇 省
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	南 京 陸 軍 病 院
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	中 華 民 国 青 島 陸 軍 病 院
ニ ュー プ リ テ ン 島	比 島 方 面	比 島 ル ソ ン 島	フ ィ リ ュ ピ ン ミ ン ダ ナ オ 島

柚																										
木																										
平	上	前	小	三	小	上	三	前	前	松	上	大	前	上	前	上	小	信	岡	信	八	永	永	信	氏	信
石	地	田	笠	谷	笠	地	谷	田	田	田	地	田	田	地	田	地	原	高	村	高	木	森	森	高	高	
定	恒	好	福	清	重	宣	束	勝	初	廣	清	義	宗	徳	武	國	治	正	速			武	徳	徳	正	
一	猪	弘	義	水	盛	亮	稲	福	稲	繁	十	重	秋	廣	守	男	利	男	忠	水	眞	功	男	治	郎	
陸	海	海	海	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	
兵	軍	軍	伍	上	兵	二	伍	准	一	上	兵	伍	二	曹	軍	兵	兵	伍	兵	上	兵	一	二	准	伍	
長	属	属	長	兵	長	兵	長	尉	等	兵	長	長	曹	長	属	長	長	長	長	兵	長	曹	曹	尉	長	
20	18	19	19	21	20	10	20	24	20	17	18	20	20	19	19	19	21	27	21	20	16	17	20	20	21	
5	11	11	8	1	5	12	5	5	2	1	8	9	8	9	11	8	2	11	2	5	12	12	8	6	8	
20	2	4	7	11	30	17	18	12	15	15	6	10	1	30	7	15	16	22	21	17	22	26	1	14	18	
比	本	比	中	中	沖	高	ビ	自	比	ル	コ	中	南	大	比	湖	ビ	不	中	高	ハ	ニ	南	沖	北	
島	州	島	国	国	繩	知	ル	宅	島	ソ	ロ	華	洋	宮	島	南	ル	明	国	知	ル	ー	洋	繩	千	
リ	南	方	湖	湖	本	病	マ		方	ン	ン	民	群	宮	島	省	島		丹	病	ビ	群	方	島	島	
サ	方	面	南	南	島	院	ベ		面	島	寧	島	島	島	省	省	ン		江	院	ン	島	方	方	方	
ール	面	面	省	省	小	院	グ			バ	安	方	方	方	中	中	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
州	面	面	省	省	川	院	ー			タ	東	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
	面	面	省	省	方	院	ラ			ン	京	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
	面	面	省	省	方	院	ン			ガ	城	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
	面	面	省	省	方	院	ン			ラ	病	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
	面	面	省	省	方	院	ン			ン	院	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
	面	面	省	省	方	院	ン			ン	院	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
	面	面	省	省	方	院	ン			ン	院	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
	面	面	省	省	方	院	ン			ン	院	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
	面	面	省	省	方	院	ン			ン	院	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	
	面	面	省	省	方	院	ン			ン	院	方	方	方	支	支	ン		省	院	ン	方	方	方	方	

西豊永地区戦没者名簿

戊辰の役関係

大砂子	住所	氏名	陸海軍別	階級	戦没年月日	戦没場所
		門田久太郎			明元・9・21	会津若松

岩原	住所	氏名	陸海軍別	階級	戦没年月日	戦没場所
三谷		渡辺楠盛		軍属	26・2・8	本籍地
"		三谷善重		伍長	21・6・20	中国黒河省
"		西村政信		兵長	19・2・24	南洋群島 ブラウン島方面
"		仲本明盛	陸	兵長	19・6・29	鹿兒島県徳ノ島 亀津沖合
"		三谷益諒		兵曹	20・8・3	ビルマ マンダレー街道
"		三谷利枝	海	一等兵	20・1・23	海南島 匪島
"		西村芳兼		上等兵	18・1・12	全右
"		井岡和夫		上等兵	18・1・16	東部ニューギニア ギルワ
"		岡崎正博		上等兵	22・7・15	シベリア ムクロー
"		三谷眞誠		上等兵	20・5・6	朝鮮大邱陸軍病院
"		三谷秋國	陸	二等兵曹	18・1・20	ニューギニア ブナ
"		三谷英雄		二等兵	19・10・23	比島 方面
"		下村昌雄		軍属	19・11・3	ソロモン群島
"		森下亀寿	海	三等機関兵	19・7・6	徳島県麻植郡

住	永	大	大	上	住
所	澗	砂子	久保	桃原	所
氏名	北村馬大	北村盛春	中村舎人	北村定盛	氏名
陸海軍別	陸	陸	陸	陸	陸海軍別
階級	上等兵	上等兵	上等兵	上等兵	階級
戦没年月日	明治38年3月3日	明治37年11月26日	明治37年11月26日	明治37年11月3日	戦没年月日
戦没場所	清国盛京省	清国盛京省	清国盛京省	清国盛京省	戦没場所

シベリア出兵関係

住	大	住
所	久保	所
氏名	都築菊馬	氏名
陸海軍別	陸	陸海軍別
階級	一等曹	階級
戦没年月日	大正10年11月6日	戦没年月日
戦没場所	本籍地 広島病院	戦没場所

日中戦争関係

住	上	黒	東	西	住
所	東	石	庵	庵	所
氏名	小笠原義澄	三谷徳重	大石正義	白村正安	氏名
陸海軍別	陸	陸	陸	陸	陸海軍別
階級	上等兵	上等兵	上等兵	上等兵	階級
戦没年月日	昭和12年10月31日	昭和13年9月10日	昭和12年10月14日	昭和14年12月7日	戦没年月日
戦没場所	中国	中国江蘇省	中国江蘇省	中国湖北省	戦没場所

住所	氏名	階級	戦没年月日	戦没場所
上 東	山 正 清	伍 長	20 年 4 月 28 日	ビ ル マ
中 屋	山 照 房	兵 長	19 年 4 月 24 日	ニューギニア
中 屋	都 秀 義	兵 長	17 年 9 月 14 日	東部ニューギニア
中 屋	都 敏 夫	軍 曹	18 年 2 月 11 日	東部ニューギニア
中 屋	山 本 晴	兵 長	18 年 1 月 16 日	東部ニューギニア
中 屋	大 忠 男	兵 長	18 年 7 月 18 日	マリアナ島
中 屋	井 金 重	主 計 少 佐	19 年 6 月 9 日	南方海面
中 屋	秋 沢 雄	伍 長	17 年 12 月 7 日	東部ニューギニア
黒 石	岡 富 雄	大 尉	19 年 9 月 28 日	西部ニューギニア
黒 石	松 浦 孝	伍 長	18 年 1 月 7 日	ラバウル輸送船
黒 石	松 浦 正 男	兵 曹 関 長	19 年 8 月 20 日	東支那海
黒 石	桑 名 栄	兵 曹 関 長	20 年 3 月 24 日	東支那海
黒 石	長 田 寅 太 郎	兵 長	19 年 10 月 18 日	フイリピン
黒 石	大 利 宏	上 等 兵 属	20 年 5 月 30 日	中国上海
黒 石	長 田 利 雄	兵 長	17 年 6 月 8 日	中国上海
黒 石	松 浦 清 則	伍 長	20 年 5 月 27 日	ソ ロ モ ン
黒 石	梶 浦 英 三	伍 長	20 年 4 月 30 日	フイリピン
黒 石	橋 本 義 三	伍 長	20 年 6 月 29 日	ビ ル マ
東 谷	大 原 義 冬	軍 属	20 年 8 月 6 日	大田口診療所
東 谷	藤 原 庄 作	伍 長	19 年 5 月 27 日	ニューギニア
東 谷	郷 良 美	兵 長	19 年 11 月 24 日	中国上海
東 谷	溝 利 弘	兵 曹 関 長	19 年 2 月 6 日	南洋群島
東 谷	西 谷 清 繁	兵 長	20 年 12 月 21 日	中国病院
東 谷	秋 本 政 行	上 等 兵	20 年 4 月 27 日	フイリピン

東											西											奥			
寺											寺											大			
内											内											田			
尾池一清	秋山幸彦	笹岡春好	大田利春	坂本義行	河野春生	堤石百馬	寺石富重	寺野守秋	河野元龜	釣井元龜	津野善勇	大野善基	大野利茂	清水定夫	大末幸重	小笠原善清	秋山野登	河野正喜	河野石重	寺官盛夫	上村武彦	長野武彦	吉川清茂	小笠原良照	
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長
2071	206	203	1712	204	1911	198	192	233	1810	182	2010	2012	1711	1912	177	197	1711	188	202	232	212	211	181	184	
斐里ピン	外リピン	斐リピン	ニューギニア	斐リピン	ニューギニア	中国病院	ビルマ	本籍地	東部ニューギニア	徳島療養所	シガルグ島	中国病院	ニューギニア	ソロモン群島	斐リピン	香港病院	ビルマ	南太平洋	ニューギニア	徳島療養所	山田病院	シベリア	中国病院	ニューギニア	南洋群島

日露戦争関係

住所	氏名	陸海軍別	階級	戦没年月日	戦没場所
小川	小川 兼太郎	陸	上等兵	37.11.26	清国盛京省東鶏冠山
西山	西山 峯芳	"	二等卒	37.37.37	"
西山	西山 福芳	"	二等卒	37.37.37	"
小松	小松 百馬	"	上等兵	37.11.27	清国・東鶏冠山
笹岡	笹岡 里吉	"	上等兵	37.12.27	清国・東鶏冠山
豊岡	豊岡 覚馬	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
吉川	吉川 永藤	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
石川	石川 弥久太郎	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
北村	北村 伊勢七	"	上等兵	37.37.37	清国・東鶏冠山
石川	石川 伊勢七	"	輜重輸卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
石川	石川 達馬	"	上等兵	37.37.37	清国・東鶏冠山
丁野	丁野 吉弥	"	上等兵	37.37.37	清国・東鶏冠山
酒井	酒井 忠太郎	"	上等兵	37.37.37	清国・東鶏冠山
小笠原	小笠原 邦儀	"	上等兵	37.37.37	清国・東鶏冠山
丸山	丸山 只繁	"	上等兵	37.37.37	清国・東鶏冠山
石川	石川 平右門	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
宮内	宮内 春馬	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
高橋	高橋 鹿次	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
秋山	秋山 隆徳	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
秋山	秋山 喜代治	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
原山	原山 福茂	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
原山	原山 豊馬	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
森下	森下 宗親	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
森下	森下 辻繁	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
和田	和田 宗親	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山
和	和田 宗親	"	上等卒	37.37.37	清国・東鶏冠山

シベリア出兵関係

住 所	尾 生	川 口	中 和	中 央	刈 屋	立 川	立 川	立 川	仁 尾	枯 谷		
氏 名	小笠原 喜市	小笠原 美重	秋 山 芳馬	石 川 朝弘	秋 山 菊馬	丁 野 六吉	小笠原 八重喜	桑 名 福次	吉 川 伊勢蔵	石 川 秀馬	杉 本 伊平	高 橋 茂刀
陸海軍別	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
階 級	一等 卒	一等 卒	一等 卒	一等 卒	一等 卒	二等 卒	二等 卒	二等 卒	二等 卒	二等 卒	二等 卒	一等 卒
戦没年月日	明 37・10・30	明 37・10・31										
戦 場 所	清国盛京省	清国盛京省										

日中戦争関係

住 所	小 川	津 家	日 浦	大 王
氏 名	小 川 繁 芳	山 崎 吉 太郎	豊 永 清 晴	丁 野 茂
陸海軍別	陸	陸	陸	陸
階 級	曹 長	上 等 兵	中 等 兵	三 等 航空 兵
戦没年月日	昭 15・1・14	昭 12・11・21	昭 12・11・21	昭 14・9・21
戦 場 所	広島陸軍病院	中華民国江蘇省	中華民国江蘇省羅店鎮	中華民国広東省

大															大															住
王															王															浦
下															上															所
間島勇八	金森一	石川重昌	秋山利昌	小笠原忠利	小笠原武男	門脇清晴	近藤泰次郎	小笠原保	小笠原清隆	秋山正道	小笠原良緑	丁野勝男	尾原勝茂	岩本勝茂	岩本勝喜	西山栄喜	小笠原(西山)幸雄	西山良喜	小笠原重美	佐竹廣重	秋山安斉	近森景	森下林満	秋山豊一	氏名					
陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海	陸海軍別					
軍曹	上曹	兵長	上等兵	伍長	軍曹	憲兵	兵長	兵長	兵長	上等兵	兵長	兵長	水兵	兵長	伍長	兵長	一等兵	上等兵	伍長	兵長	上等兵	伍長	上等兵	階級						
20・8・1	19・10・25	19・9・6	20・3・27	20・4・14	20・3・19	19・8・15	20・9・3	18・1・10	17・10・20	20・10・24	20・12・23	18・1・4	19・11・21	20・4・22	19・11・10	20・7・8	20・7・28	20・5・18	19・9・30	18・2・19	18・5・7	18・1・12	19・8・2	昭						
ビルマ	非島	中華	比島	ビルマ	ビルマ	中華	満州	ニュー	ニュー	中華	満州	台湾	ビルマ	中華	ニュー	仏印	南太	比島	マリア	ニュー	満州	ニュー	南洋	戦役場所						
トン	島東	民国	島ル	マ国	マ国	民国	州国	ーギ	ーギ	民国	州国	湾方	マト	民国	ーギ	印方	太平洋	島ル	リアナ	ーギ	州国	ーギ	洋群							
グ	方海	湖	ン	ト	ト	国	寧	ニ	ニ	国	丹	方	ン	西	方	方	洋	島	テ	ニ	新	ニ	島							
ー	面	南	島	ン	ン	省	安	ア	ア	江	江	面	グ	省	ア	面	方	島	ニ	ア	京	ア	島							
県		省	島	グ	グ	省	東	ア	ア	江	江	面	ー	西	ア	面	方	島	ヤ	ギ	京	ギ	島							

中										中										立														
和										央										川														
陸										陸										の														
海										海										三														
陸										陸										谷														
陸										陸										瀬														
石川政清	石川兼重	小笠原則孝	小笠原直孝	田辺秋正	小笠原春盛	秋山恒盛	前野正張	秋波藤藏	小松音藏	小松義章	杉本重盛	杉本清登	杉本勇義	杉本波啓	秋波清司	秋波金光	秋波山隆	桑名秋義	川井高義	今西隆男	吉岡龜之助	川井豊晴	鎌倉定幸	西岡幸保	西岡廣作	長野保作								
兵長	伍長	上兵	伍長	軍曹	兵長	上兵	伍長	伍長	上兵	兵長	兵長	兵長	兵長	兵長	伍長	伍長	伍長	上等兵	上等兵	軍曹	軍曹	兵長	上曹	伍長	伍長	昭								
20	19	19	20	19	20	17	20	21	19	20	19	17	16	19	19	19	20	17	21	20	20	20	19	20	20	20	20							
3	5	11	5	6	5	11	4	4	2	4	9	2	9	12	7	7	1	3	7	1	1	7	5	10	4	8	8							
13	7	30	7	25	20	27	13	20	25	24	30	2	16	30	20	18	2	10	5	14	10	24	11	20	10	6	12							
比島	ルソン島	ルソン島	比島	ルソン島	ニューギニア	パマイ	沖繩群島	中華民国第六八野戦病院	ビルマ	ブデドン県	ビルマ	ルソン島	ベリ島沖、海上	中華民国牡丹江省	ビルマ トングー県	東部ニューギニア	中華民国湖南省	東部ニューギニア	中華民国湖南省	中華民国湖南省	第一〇六兵站病院	マリアナ島	ニューブリテン島	比島・ルソン島	中華民国江西省	中華民国第一六一師団野戦病院	台湾台東陸軍病院	大阪陸軍造兵廠	台湾高雄市	東部ニューギニア	パロン	百里ヶ原空軍基地病舎	広島市	中華民國東安省

立川下名 381	立川下名 181	和 "	住 所
山内一郎	川上輝猪	森下重喜	氏 名
陸	"	"	陸海軍別
兵長	軍属	軍属	階 級
16・8・7	18・9・1	20・12・24	昭 戦没年月日
中国湖北省武昌兵站病院			戦 没 場 所

原簿にあって名簿と碑にないもの

吉川茂	岡本正利	長野瀬市	都築徳五郎	住 所
上等兵	上等兵	兵長	伍長	氏 名
陸	"	"	"	陸海軍別
兵	兵	兵	兵	階 級
19・7・24	19・9・28	20・8・8	17・8・30	昭 戦没年月日
中華民国湖南省			天津兵站病院	戦 没 場 所

碑名があって名簿にないもの

小笠原貞廣	高橋輝行	西村楠長	合田文明	島田岩男	杉本喜五郎	鎌倉秀	大西袈裟太郎	西村義経	小椋進	住 所	
伍長	上等兵	兵長	上等兵	兵長	兵長	兵長	兵長	兵長	伍長	氏 名	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	陸海軍別	
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	衛生兵	階 級	
19・7・24	19・9・28	20・8・8	17・8・30	18・1・24	21・4・10	19・4・16	17・9・16	18・2・26	19・4・24	昭 戦没年月日	
ビルマ サガイン州			中華民国湖南省	天津兵站病院	東部ニューギニア	ニューブリテン島ラバウル兵站病院	シベリア テルマン病院	東部ニューギニア リンガン	東部ニューギニア	ニューギニア島 ホルランジア	戦 没 場 所

										角住	
										茂	
										谷所	
武岡岡福岡山岡岡福福福西	内内部留留林崎部部留留留岡	政寿美一隆親忠時義兵	晴男継登範寛秀範幸義喜次							氏名	
										陸海軍別	
邦上一上上上二二二伍上一	等				機					階級	
人兵曹水水機曹曹曹長兵兵											
										昭	
23	17	17	20	19	19	19	19	20	19	12	20
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
3	8	2	8	8	10	5	12	6	8	8	7
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
10	27	6	9	5	12	22	19	14	9	27	9
ソ連	東部ニューギニア	徳島	西九州方面	別府	非島方	ソロモン群島	台湾北方海面	沖繩方面	中国湖南省	中	本籍地
州		県		府	面	島	面	面	省	国	戦没場所